



と思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 我々の願いは、根本的なといいますか、中長期的な観点からいいますと、あくまでもこれは私たちが持っている資源を最大限に活用して、それを更に発展させていくと。その意味では、委員おっしゃいますように、中長期的な経済の発展、活性化、これは私たちの当然のことながら念頭にあることでございます。しかばねで、そのために一体どうすることをやつていかなければいけないのか。これはやらなければいけないことは本当に多種多様、広範であり、また量も多いというふうに思います。

この証券取引法等々の関連でやはり申し上げるならば、世界が非常に競争的な市場に向かっている中で、そうした中で市場の活力を活用しながら、リスクをきちんと取つてきちっとしたリターンをやる、その際の社会的なリスクをやはり分散をさせていく、そういうことをこの市場の中で、活力ある市場の中でやつていってもらわないと経済全体がやはり活性化していかないということなのだと思つております。

そうした観点からいいますと、この証券二法に関する限り、そつすると、やはり今我々が貯蓄を持っている、その貯蓄が必ずしも十分リスクテークをしながらリスクマネーとして活用されていくような体制になつていないのでないか。家計の潜在的なニーズとしては、これをより健全な形でリスクテーク、リスクリターンを反映したような形のポートフォリオに持つていくという潜在的ニーズがあるのではないだろうか。それを引き出す、そのためにはやはり市場の活力を利用しながら、アクセス、家計のこうしたリスク資産に対するアクセスの経路を拡大していく。取引を思い切り自由に行っていただきたい、できるだけ自由に行つていただきたい。しかし、それに伴つて生じる懸念がある場合には、穴をふさぐといいますか、それに対応するような措置も同時に取つていかなければいけない。今回の銀行における証券仲介業の仲介の解禁の話というのは、正

にそういう、その一つの象徴であろうかというふうに思つております。

これは、やはり、繰り返しになりますが、市場の活力をしっかりと活用していきたい。しかし、同時に、市場で自由な取引を行つていただくからこそ、それに対するしっかりと監視の機構、監視体制を強化していく、その両輪が必要だとう思ひで今回の法案を提出させていただいております。

○山根隆治君 よく、一応分かりました。

この法案について、私どもは賛成という立場でござります。今大臣が言われたこと、もつともなところも多々あるんですけども、今ふと私も思ひ浮かんだことで、ふと一つ不安になつたことが急にちよつと思ひ浮かびました、事前には何の用意もしてなかつたことなんですね。

それは、歐米は狩獵民族というのをやっぱり社会的な背景としてあるだろうと、歴史に。ところが、遊牧民族でもなく、私たちは明らかに農耕民族であるわけで、社会的なマインドというか、そういう面からして本当にこうした金融市場の自由化、そして国民を巻き込んで一千四百兆ある資産をどう活用するかということについては、経済的な視点から見ると非常によく分かるんだけれども、それがどんどんどんどん競争原理というか、

市場原理というものを国民の中にも、心の中にも浸透させていったときに、果たして社会的なマインドの面から見てどういうふうな影響が及ぼされてしまうのかといふことも少し考えておく必要もあるだろうというふうに思つています。それは、必ずしも欧米の一つの物差しだけですべて測つていいことについての危うさというものを若干感じないわけじゃないんです。この点についてはどんなお考えを持ちますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済社会の運営に当たつての非常に哲学的な、ある意味では根本的な問題だと存じます。

歴史等々、私、そんなに詳しいわけではありません

せんが、今、山根委員御紹介くださつたように、やはりそこが狩獵社会と農耕社会の違いで、日本の特殊性があるという議論があるということは承知をしております。

私なりの理解で申し上げると、狩獵民族とか遊牧民族というのは、例えばどちらの方向に行つた

ら草があるか分からず、そのときにはやはりリスク管理をしっかりとやらなきやいけない。戻候を派遣して情報を収集して、最終的な意思決定は一人が行つて、それによってリスクをしっかりと管理するシステムになる。それに対して農耕社会といふのは、むしろリスクは天候からやつてくるといふ外からギブンのものであつて、むしろ重要なのは水をどのようにシェアするかということである。そのような基本的な考え方方が農耕社会を作つてきたと。日本はかなり後者の典型的の一つではな

かるうかというふうに言われている。その議論は議論として大変興味深い議論だと思います。

ただ、現実の今の経済を考えますと、狩獵社会か農耕社会かというダイコトミーというか、こちらかこちらかというゼロイチの社会ではやっぱりないというふうに思ひます。私たちの社会も実

が、その一つが、融資の見返りなどに株などの購入を強引に勧めたり、融資などを通じて得た顧客

情報を利用して株の勧説をするのではないか、これが非常に大きな四〇%ぐらいそうした不安を

持つておられる方がおられます。次には、経営が悪化した融資先に株や債券を発行させて、それを銀行の店頭で販売して融資を回収しようとするのでは

ないか、これが四〇%ぐらいですね。それから三つ目には、投資家に株を買うための資金を借金さ

せて、必要以上に株を買わせようとするのではなく、これも三七・八%あります。それから、有価証券の公正な価格形成が銀行の参入により様々

な形で阻害される懸念というのが大きな四つの不安のファクターになつてゐるわけだといりますけれども、事前にお話をさせていただいております

ので、これらについての政府の対応策なり物の考え方、こうした不安に対しても見解といふものをお尋ねをさせていただきます。

課徴金の問題についてはまた後ほどお尋ねまいりますので、そのほかの視点から御答弁願い

風土というか、そういうものも大事にしていこうというふうな思いも一部ちょっと聞かれたのは非常に良かつたと思いますが、商取引にしても何にしても、やはりどうも経済とかかわりの中では日本社会に合つたもつと何物かがあるんじゃないかな

か、いつもそういう私は思ひでこの経済社会といふものを見ているんですねけれども、是非そうした視点も今後ともお忘れなく、国の政策誤りなきようひつと御活躍もいただきたいと思います。

さてそこで、具体的に銀行が証券の仲介業をやる場合のいろいろな弊害といふか、懸念、疑問、不安、そういうものがたくさん各方面から出され

ております。

日経金融新聞がインターネットによる個人投資家のアンケートを実施しております。これはかなりまとめられたものでございますので、それを少しご紹介ですけれども引用させていただいてお尋ねに代えたいと思ひますけれども、一般投資家の方が一番やはり不安に思つておられるというの

が、その一つが、融資の見返りなどに株などの購入を強引に勧めたり、融資などを通じて得た顧客

情報を利用して株の勧説をするのではないか、これが非常に大きな四〇%ぐらいそうした不安を

持つておられる方がおられます。次には、経営が悪化した融資先に株や債券を発行させて、それを銀行の店頭で販売して融資を回収しようとするのでは

ないか、これが四〇%ぐらいですね。それから三

つ目には、投資家に株を買うための資金を借金さ

せて、必要以上に株を買わせようとするのではなく、これも三七・八%あります。それから、有

価証券の公正な価格形成が銀行の参入により様々

な形で阻害される懸念というのが大きな四つの不

安のファクターになつてゐるわけだといります

けれども、事前にお話をさせていただいておりますので、これらについての政府の対応策なり物の考え方、こうした不安に対しても見解といふものを

お尋ねをさせていただきます。

私の持つていたイメージとちょっと違つていた

こと、ちょっとと今の取り消しますね。

かせていただき、ちょっとと失礼ですね、これは、

という意味で、こうした日本独特のやつぱり社会

ます。

○副大臣(伊藤達也君) まず、四点について委員から今御指摘をいただいたわけであります。その一点一点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず第一点目でございますが、融資の見返りに株などの購入を強引に勧めたり、融資などを通じて得た顧客情報を利用して勧説するのではないかということでござりますが、融資の見返りに株式の購入を強引に勧める等の、いわゆるこれはもう優越的な地位の濫用の問題であります。この優越的地位の濫用の問題につきましては、現行法令において信用供与の条件として勧説する行為を禁止をしているところでございます。融資先を通じて得た顧客情報を利用して勧説する行為につきましては、証券仲介業部門と融資部門との間の情報の共有を禁止するということいたしているところでございます。

それから二点目でございますが、この点につきましては、銀行等が融資先企業の発行する株式や社債の販売仲介を行なう場合には、貸出金を回収する目的で貸出し先に有価証券を発行するといった利益相反行為が懸念されることから、これを防止するため、貸出し先が発行する有価証券についての手取り金が借入金返済に充当される場合に、当該事実を投資家へ開示せずに勧説する行為を禁止することといたしているところでございます。

それから三点目でございますが、投資家に株を買うための資金を借金させて、必要以上に株を買わせようとするのではないか、いわゆるバックファイナンスの問題であります。このバックファイナンスを条件に有価証券の売買の受託等をする行為は、これは法令において禁止することといたしているところでございます。

それから最後、四点目でございますけれども、有価証券の公正な価格形成が銀行の参入により様々な形で阻害される懸念はないかという点でございますが、現行法令において銀行等が特定の銘柄を一斉かつ過度に勧説する行為等を禁止してい

るところでございますが、このほか、取引の公正を確保する観点から、融資部門と証券仲介業務部門の情報の共有の禁止するなどの措置を講じているところでございます。

○山根隆治君 ということではあるんですけども、しかし、現場に行きますと、恐らくこれが解禁されるということになつてくると、様々なやはりトラブルというか、そういうものが非常に起きやすいなという気が非常に私としてはいたしております。それについて、やはり現場を踏まえながら、対応策というものも少し修正加えて行政としては取つていただきたいというふうに思つております。

つまり、ある意味では、密室とは言いませんけれども、ある種の一つの隔離されたところでの商取引というふうなことにもなつてくるわけですから、ななかな目が行き届かない、あるいは違反、違法ぎりぎりのところでの、グレーゾーンでの取引というものが行われる可能性がかなりありますので、この点については、非常に懸念もたくさんございますけれども、是非厳しい目を持つていていただければ有り難いと思います。

ところで、先般のこの委員会での質問の中にもございましたけれども、果たしてこれが、仲介を銀行で行うということになつた場合に、個人の需要というものを、これどれぐらいに見込んでおられるのか。個人だけに限定せず、銀行での取引について、これどれぐらいの見込みを持つておられるのか、お尋ねします。

○副大臣(伊藤達也君) 個人の需要が今後どれくらい起きてくるのかということにつきましては、現時点でどれぐらいかということを申し上げることと非常に困難であろうかというふうに思っています。

○副大臣(伊藤達也君) 金融システムの強化、改善につなげていきたいということであれば、副大臣自身のお持ちになつていらっしゃる感覚で結構でございます。

しかし、金融審議会の報告におきましても、顧客にとりましてはワントップショッピングのニーズにこたえ、利便性が高まる、また投資経験のない銀行顧客層の市場参加を促して新たなる野の拡大が期待できること、また証券会社の店舗

の少ない地域におけるアクセスの改善といったメリットがあるとの御指摘をいただいているところ

でございまして、こうしたことによりまして個人に比べて低い状況でございます。当該施策によりまして、この証券の販売チャネルというものが拡充し、貯蓄から投資への流れが加速されることを期待をいたしているところでございます。

○山根隆治君 今具体的な数字を挙げて、現状では欧米は相当数個人の取引が多いということをございますけれども、こうした証券取引について個人で一割というのが日本の実態ということですが、これの見通しというか、希望というか、希望的観測というか、そうした目標設定というものはござります。されども、こうした証券取引について個人で一割というのが日本の実態ということです。それが、この見通しというか、希望的観測といふことは、まだ少しまとめたものでございますけれども、こうした視点を変えてみますと、来年四月、ペイオフというふうなことになつてまいります。そうなつてくると、日本の今の預金の状況がどうなつてているのかということを、これ日銀の統計から少しまとめたものでございますけれども。

それでは、ひとつ視点を変えてみますと、来年四月、ペイオフというふうなことになつてまいります。そうなつてくると、日本の今の預金の状況がどうなつてているのかということを、これ日銀の統計から少しまとめたものでございますけれども。そちらに資料としてはいかと思いませんけれども、個人の預金の内訳というのが、国内の銀行、国内銀行で見てみると、一千万円未満が、日本的人口は一億二千万か三千万だったと思いますけれども、その預金の口数が、八億約五千万口数がある。これは最初は私も何かの間違い、数字の間違いじやないかと思つたんすけれども、それだけある。一人が赤ちゃんまで含めて八つの口座を持つていて、というふうなことにならうかと思います。

○山根隆治君 金融システムの強化、改善につなげていきたいということであれば、副大臣自身のお持ちになつていらっしゃる感覚で結構でございます。

一千円以上ということも見ても五万四千ほどの口数があるということでございますが、金額でこれ見てみますと、一千万円未満が二百三十九兆三千五百億というふうに相応する、数字ではそういうふうになつています。それから、一千万以上

速をさせていくということは私どもとしても大きな目標でございますし、先ほど委員が引用されましたアンケート調査の中にもやはり今回の措置というものを積極的にとらえていくと、そういう結果も出ているところでございます。

こうした施策をすることによって、個人投資家の方々に積極的にこうした市場に参加をしていただけるようにということを私ども大きく期待をして今回の法律の改正を御審議をお願いしているところでございます。

我が国の家計資産に占める株式、投信の割合というのは一割弱でございまして、他の先進主要国に比べて低い状況でございます。当該施策によりまして、この証券の販売チャネルというものが拡充し、貯蓄から投資への流れが加速されることを期待をいたしているところでございます。

○山根隆治君 今具体的な数字を挙げて、現状では欧米は相当数個人の取引が多いということをございますけれども、こうした証券取引について個人で一割というのが日本の実態ということですが、これの見通しというか、希望というか、希望的観測といふことは、まだ少しまとめたものでございます。されども、こうした視点を変えてみますと、来年四月、ペイオフというふうなことになつてまいります。そうなつてくると、日本の今の預金の状況がどうなつていているのかということを、これ日銀の統計から少しまとめたものでございますけれども。そちらに資料としてはいかと思いませんけれども、個人の預金の内訳というのが、国内の銀行、国内銀行で見てみると、一千万円未満が、日本的人口は一億二千万か三千万だったと思いますけれども、その預金の口数が、八億約五千万口数がある。これは最初は私も何かの間違い、数字の間違いじやないかと思つたんすけれども、それだけある。一人が赤ちゃんまで含めて八つの口座を持つていて、というふうなことにならうかと思います。

○山根隆治君 金融システムの強化、改善につなげていきたいということであれば、副大臣自身のお持ちになつていらっしゃる感覚で結構でございます。

一千円以上ということも見ても五万四千ほど

の

わ

けでございます。このほか、個人でこの預金の金額というのは二七%あるということが一つござります。それから、法人で見ると、圧倒的にこれ以上と申します。

もう一千万円以上の預金が多いわけで、八九%、約九〇%を占めているということになるわけでございます。

ペイオフによる戸惑い、預金者の戸惑いというものをこうした有価証券の仲介ということによってその流入というものを意図しているというふうな見方も一つできるわけでございますけれども、これらの、ペイオフへの対応ということについての物の考え方をお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフについてのお尋ね、ペイオフとの関連で今回の法案がどう位置付けられるんだろうかというお尋ねかと存じます。

ペイオフは、いつも申し上げていますおり、やはり預金者と金融機関の間のある意味での建設的な緊張関係を保つていただくという観点から、これは私たちやはり必要なことであると思つております。それに対する対応としては、もちろん金融機関自身に財務の健全性をしっかりと保つて、更に強くしていっていただくことでございますけれども、個別の観点から申し上げても、我々としては、既に決済性の預金について、日本の場合、銀行を通した決済が非常にウエートが高いという特殊事情に勘案して、決済性の預金に制度を作させていただいております。幾つかの銀行がそれに向けて既に動き出しております。

さらには、個別に関しましては、やはり名寄せのシステムをしっかりと作つていくことが重要だというふうに思つておりますし、それにつきましても検査等々において我々も検証しております。そして、何よりも国民全体に対するやはり広報、あまねくこの制度の本当の意味をしっかりと理解していただき混乱を避けるということが重要だと思います。

これはこれとして、我々はペイオフを控えてしっかりと対応をしていくところでございます。

それと、後半のこの法案との関連でございますけれども、そこで何か不安があるから一気に銀行預金がどこかに動くと、そのようなことを我々は想定しているわけではございません。これはあくまでもより中長期的な観点から、千四百兆円、家計が資産を持っている、にもかかわらず、今副大臣が申し上げましたように、リスクアセットといふのが、これは社債を含めてですけれども、一割とかそこらだと。アメリカは半分以上だ、ドイツは全体の三分の一だと。そういうことを考えますと、これはペイオフとは少し切り離して、中長期的な観点から正に貯蓄から投資への流れを作つていく、そういう動きの中でやはり対応策を講じていかなければいけない問題であるというふうに考えております。

ペイオフ、それと今回の二法の趣旨、その意味で、ある意味で独立をしながら、しかし、ともに日本の金融を強化するという方向で我々としては是非実現をさせていただきたいと思っております。それでござります。

○山根隆治君 法案作成の段階でペイオフを迎えたときの状況分析というものはされていなかつたんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ペイオフはペイオフとして当然のことながら我々は常に念頭置いて行政をしておりまますし、そのような議論もしておりますけれども、今回の法案との関連で、ペイオフと

論が出ていたか、事務方でも結構ですけれども御紹介ください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

ペイオフの解禁の関係につきましては、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、いろいろな施策を取つております。決済用預金を創設をしながら、あるいは今の実際の実務上の名寄せのいろんな検査なども行つております。したがいまして、そういう意味での、これから、いろんな準備につきましてはいろんな議論をいたしております。

ただし、実際、預金がどのように動くかという

ことについては、これはいろんなその時々の情勢もござりますし、現在だんだん金融情勢も安定をしてきておりますので、特定なことの状況を想定して何か検討しているということはございません。

○山根隆治君 分かりました。

それでは次に、もう既に四月から税理士や会計士の方が個人で証券仲介業をやつておられるわけでございます。四月、五月、今日は六月ですから、二か月間の実績というものは細かく数字で持つておられるかどうか分かりませんけれども、どのような実績になつているのか。そしてまた、そこから浮かび上がつてきた数々の問題点、今回の法案とのかかわりの中でも学ぶところもあるうかと思ひますけれども、どんな問題点が浮き彫りになつてゐるか、御紹介ください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

この四月一日から新しく証券仲介業制度が施行されたわけでございますが、五月三十一日現在で八件の登録がなされております。この制度につきましては、いずれにしても施行直後でござります

あるいは証券業協会の自主規制を踏まえて具体的な業務運営の検討が行われてきたものというふうに聞いておりまして、現時点で投資家保護に欠けたような問題点が特に指摘されているということは承知をしておりません。

いずれにいたしましても、この制度に關しまし

ては、参入しようとする各王体の創意工夫によつて様々なビジネスモデルの構築ができるとうふうに考えておりまして、多様で新しい扱い手が証券の仲介業務に参加、参入することによりまして証券の販売チャネルが拡充されることを私は期待をしているところでございます。

○山根隆治君 九件の内訳を教えていただけますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 今のことろ、例えば保険の代理店をやつておられるところが五件ばかりございます。あるいは会計事務所、経営コンサルタントといったことをやつておられるところが二件。その他、そのほかのいろいろな事業をやつておられるところと、そのほかのいろいろな事業をやつておられるところ、例えば不動産の投資顧問業などをやつておられる事業者、そんなような内訳になつております。

○山根隆治君 そうすると、税理士さんや公認会計士さんがやつておられるということはないんですね。

○政府参考人(増井喜一郎君) 先ほど経営コンサルタントと申し上げましたが、経営コンサルタントあるいは会計事務所をやつておられる方もいらっしゃいます。

○山根隆治君 税理士の資格を持つておられる方、公認会計士の免許を持つておられる方は何件になるんですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) 税理士あるいは公認会計士の資格を持つているかどうかと、うな關係がないということに仮にしておいて、どのよ

うな議論が行われて、ペイオフになつた場合にどうな登録をする際にも、証券仲介業者に委託を行つておられるということでございますので、その方は少なくともそういうふうな資格を持つておられる

というふうに、その方は今の段階では一件でござります。

○山根隆治君 意外に少ないでびっくりいたしましたけれども、これから非常な、この法律が通つてくると様々な報道もなされていきますので、あるいは個人の方も増えていくのかなというふうな気もいたしますけれども、是非、まだスタートをしたばかりではございますけれども、様々なケースで、少しケーススタディーで様々な問題点、やっぱり逆に積極的に、何か最悪の事態になつたときに初めて情報として入つてくるんじやなくて、役所の方でも積極的にひとつ調査するなり、まあ九件ぐらいでどうかと思いますけれども、ある一定の時期に来たら調べて、ひとつ行政に是非反映をしていただくように、要望にこれはとどめておきたいと思います。

そして、この証券取引法の一番議論が多い、かまびしく行われていたところはやはり六十五条でございます。六十五条、いずれこれを改正して撤廃をするんじやないか、仲介ということじゃなくて直接的な業務として銀行が行えるようになるのではないかというふうな指摘をする識者も非常に多いわけでござりますけれども、この点についてはいかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) この問題についてはいろんな御議論があるということは承知をしておりますが、これはもう委員もよく御承知のとおり、今回の証券仲介業の解禁も、これは銀行等の金融機関が証券会社から委託を受けて投資家からの株式等の売買注文を証券会社に仲介するということを解禁しようというものなわけであります。これは我々の明確なスタンスとして、証取法六十五条の基本的な考え方を考えるものではありません。

今回の改正においても、具体的に言いますと、株式や社債の引受け業務というのはこれは銀行は当然禁止されているわけでありまして、その意味では、いろんな御議論があるということは承知しておりますけれども、我々は基本的な六十五条に対する考え方を変えるものではこれは一切ございま

せん。

○山根隆治君 今の段階ではそういうふうな御答弁に当然なつてくるだろと思うんですけれども、様々なやつぱり憶測、揣摩憶測があるわけでございまして、やはり時間を追つて時系列的に見てくると、銀行、証券、保険の規制緩和をめぐる動きというのは非常にテンポが速くなつてきているわけでございます。

例えば、保険の販売でも二〇〇五年から、これまた後ほど議論もさせていただきますけれども、全面解禁に向けた一步を踏み出そうとしていると五条が早く撤廃されるということを想定して、その先にあるものは今度は日本郵政公社への解禁といふこともあるのではないかというふうな議論もありますので、我々もあくまでそのような観点から、

消费者的利便を高めながら、しかしこの六十五条の根幹を変えるものではない、そういう観点から

行政を進めているところでござります。

○山根隆治君 銀行もすごくこれ忙しくなつてきていますよね。貸しはがしをするのにも忙しいの

かなというふうに思つていましたけれども、これで今度は株の仲介をやって、そして今お話しした

ように、保険も全面解禁に向けた動きがあるといふうことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

直しを行う時期にはないのではないかというふうに考えられる。ここで報告というのはやはり尊

重されるべき当然のものでございます。

今回のいわゆる証券仲介業務の解禁、これは証

取法六十五条の見直しについてはやはり区別した

内容であるということをこの報告の中にも私は精神として生かされているというふうに思つておりますので、我々もあくまでそのような観点から、

消費者の利便を高めながら、しかしこの六十五条の根幹を変えるものではない、そういう観点から

行政を進めているところでござります。

○山根隆治君 銀行もすごくこれ忙しくなつてきていますよね。貸しはがしをするのにも忙しいの

かなというふうに思つていましたけれども、これで今度は株の仲介をやって、そして今お話しした

ように、保険も全面解禁に向けた動きがあるといふうことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

うなことになつていて、それがよ

お金借りてください」ということで、ゴルフの会員

権だとかも含めてどんどんお金借りてください

と、お貸ししたいと、もう要らないと言つていて

も借りてくれつて言つておいで、今度、バブルが

崩壊したら、本当にもう貸しはがして非常に塗炭

の苦しみを預金者の方々、銀行取引してきた方、

まだ記憶も非常に生きしいところもあると思うん

ですね。

そういう中で、今回のこうした仲介ということに、仲介業に踏み切るというふうなことに当然いろいろ大きな目、大手なんかなつてくるでしょ

うけれども、そうなつたときに、一度失われた信頼を今取り戻す時期にあるのに、また非常に預金

者に大きな損害を与えるようなことになつてくる

とか、そういうことも不安でございますが、これら

の点についてははどのようになりますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

大変、先生の御指摘のとおりだと思います。

いずれにしても、金融機関というのは信頼といふのが、信用、信頼というのが非常に大事だと思

いますので、いやしくもそいつた預金者の信頼にもとるようなことをやつてはいけないというこ

とはそのとおりだと思います。

そういういたった観点からも、今回の証券仲介業務につきましては、既にその販売を行つております

資信託などと同様に、顧客に對して勧誘等を行つ

者の証券外務員登録を要件といたしまして、その適格性を確保するというようなことにしてござい

ます。さらに、その外務員登録の際には、自主規制機関でございます証券業協会等が定めました資

格の取得が義務付けられるというようなことに

ありますとか優越的地位の濫用の可能性はやはりございますけれども、それは銀行自身が選ぶことですから、今の重要な論点なんだということを明記してい

ます。銀行がその規模を問わず不良債権問題を解決

している現在、業務範囲の根幹にかかわるような見

ます。

○山根隆治君 それは銀行自身が選ぶことですか

ら、今の御答弁というのは当然でござりますけれ

ども、しかしバブル期にお金が余つて、どんどん

なつております。

いずれにいたしましても、そういうたしかかり

した資格を持つ者がこういった業務に当たると同時に、今まで弊害防止のことをいろいろ申し上げましたが、不公正な勧誘等が行われないようになります。

○山根隆治君 今お話した証券業協会というと、やはり金融庁、旧大蔵省の影響下に圧倒的にあるところですね。こここの協会のことをちょっとお尋ねを、そうすると、いたしますけれども、そうした教育を施せるだけのやっぱり社会的な信頼というか、業界の中であるのか、それから人的な力というものもあるのか、その辺はどうですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。証券業協会というのは、法律上、自主規制機関として位置付けられているしっかりした団体でございます。いずれにいたしましても、今の証券会社などがメンバーになっておりまして、現在いろいろな証券業務についてはこの自主規制機関がいろんな形でのルールを定めているところでござります。

○山根隆治君 今、スタッフは何人ぐらいなんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 大変申し訳ありません。ちょっとスタッフの数、今すぐには分からないもので。

局長の答弁したとおりなんすけれども、我々の今のシステムというのはもちろん法律できつちりと縛るものがあります。政令で縛るものがあります。同時に、いわゆる自主規制、業界の自主規制機関というのがうまくそれとコードネートして重要な役割を果たしている。東京証券取引所には東京証券取引所としての自主規制機関としての役割を果たしている。

もう一つは、やっぱりこの証券業協会が大変重要な役割を果たしているわけですが、どうなっているふうに申し上げましたけれども、外務員としての試験を受けていただく、資格試験があるというふうに申し上げましたけれども、この資格試験を行っているのは実はこの協会で

ございます。

そういうことも含めて、御指摘のとおり、全部がやはりハーモナイズして整備されていかなければいけないという問題意識は我々も強く持っております。つまり、そのような必要に応じた指導なり行政なりはしっかりと行っているつもりでございます。

○山根隆治君 株取引等をしている方が日本国民の一割ほどしかいないということのいろいろな要因というのにはありますけれども、証券会社へ行って取引しても、もう損ばかりさせられて、手数料目当てにどんどんどんどんこれを買いなさいこれを借り換えなさいというような、売りだ買いたいということを外務員、営業される方に引きずられてやつて大体失敗するということで、そうした外務員に対する信頼性というのは非常に社会的にも低いものになつていてるかと思うんですね。これからは、やはり会社の側に立つんではなくて、消費者、一般的のやはり市民の立場に立つていろいろアドバイスする、そういう人材が非常に今養成されることが急務だと思うんですね。そうした意味で本当に、今言われた協会に、証券業協会ですか、にそうしたノウハウがあるのかということが非常に疑問なものですから、あえてお尋ねをしたわけですね。量的にどうなのか、質的にどうな

のかということ。

今までと絶対全く違った発想で、利用者の立場に立つた外務員の指導というものを求められています。同時に、いわゆる自主規制、業界の自主規制機関というのがうまくそれとコードネートして重要な役割を果たしているわけですね。量的にどうな

のか、質的にどうな

のか、量的にどうな

のか、質的にどうな

こうした人たちの雇用の問題についてはどのように把握なさっていらっしゃいますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、委員御指摘していくように、東京証券取引所等々、証券取引所等々と並んで自主規制機関としては極めて重要な役割を担っております。そうした中で、そのいろんな意味でのクオリティーを高めるための努力、その規制についても専門家を集めて常にそれを見直すような努力は行つてゐるというふうに承知をしております。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと詳細に全容を御説明する能力、今ちよつと私持つておりますが、ここは、当然のことながら、先ほど言いましたように、登録営業職員、保険の、かなり低下傾向にあるということは私たちも認識をしております。今回、銀行等による保険販売規制の見直しにつきましては、金融審議会の第二部会にさせていただきたいと思います。

○山根隆治君 既にはしっかりと行つてゐるつもりでございます。

○山根隆治君 株取引等をしている方が日本国民の一割ほどしかいないということのいろいろな要因というのにはありますけれども、証券会社へ

行つて取引しても、もう損ばかりさせられて、手数料目当てにどんどんどんどんこれを買いなさいこれを借り換えなさいというような、売りだ

買いたいだということを外務員、営業される方に引き

づられてやつて大体失敗するということで、そうした外務員に対する信頼性というのは非常に社会的にも低いものになつていてるかと思うんですね。

これからは、やはり会社の側に立つんではなくて、消費者、一般的のやはり市民の立場に立つていろいろアドバイスする、そういう人材が非常に今養成されることが急務だと思うんですね。そうした意味で本当に、今言われた協会に、証券業協会で

すか、にそうしたノウハウがあるのかということが非常に疑問なものですから、あえてお尋ねをしましたわけですね。量的にどうな

のか、質的にどうな

のか、量的にどうな

のか、質的にどうな

いる。我々もそれを受けて制度を作つておるつもりでございます。

こうした議論を踏まえまして、今どのようにやつていくのか、速やかに結論を得るよう努めているところでございます。

○山根隆治君 厚生労働省の方でちょっと御答弁いただきたいと思うんですが、私がちょっとお尋ねしたのは保険の外交員の方々の雇用の問題です。この実情がどうなつて、これからどのような展望を持つておられるのか、そしてその生活実態というものがどのように、末端の外交員の方あるいはその家族に経済的な影響を及ぼしているのかということを、把握されている範囲でお尋ねをいたします。

○政府参考人(青木功君) 生保業界の営業職員その他皆さん方の雇用の状況でございますけれども、私も承知しておる範囲で、生命保険で平成五年の年度末には約四十二万人の登録営業職員の方がおられたと。これが平成十四年では二十八万人になつてゐるということでありまして、様々な状況がござりますが、趨勢的に営業職員の方、減つております。

これらの方々は、いろいろの仕事の形態によりまして、給与を受け取つてゐるいわゆる労働者の方々、それから御自分で言わば自営業的に活動されてゐる方、様々な方が形態でおられるわけでありますけれども、いずれにしましても、こういうふうに環境や経済社会の変化の中で転業を余儀なくされる、あるいは廃業を余儀なくされる、こういった方々、様々な手段を尽くしまして、できるだけスムーズに労働移動ができるようにお手伝いをするのが私どもの任務だなというふうに思つております。ハローワークでも様々な需給調整の仕組みを取りまして、仕事をしながらインターネットその他を使って求職情報を取れるとか、あるいは拠点によつては土曜日なんかにも、あるいは夜間にも御相談を応ずるというような形の体制を取りまして、いろんな御相談を細かく聞きました。スムーズに次のところに転換できるというこ

とを目指して活動をしているところでございます。

○山根隆治君 保険業界の再編がある中で、その保険の外務員、外交員の、特に女性が圧倒的に多いですけれども、方々の悲惨な状況というか、かなり深刻な状況を聞くわけですね。今、四十二万

人が二十八万人に平成十四年なつてきたというこれまでけれども、この中でも特に給与労働者、給与をもらつておる方の就職というの是非常に難しくなつておられるだらうかと思ひます。

一定の生活は例えれば連れ合いによつて守られて

いるけれども、それプラスの生活をとる場合にはいいんですけれども、それが、外交員の方の収入が即家庭の大きな柱となつてゐるという場合には非常に深刻な問題がたくさんあるわけで、特に外資系の会社と一緒になつたりいたしますと、今までの慣習というものが一気に崩されてしまつて、ノルマが、もう本当に過酷なノルマを課されて離職を余儀なくされる、そういう悲惨な状況もかなりあるわけございまして、この辺なかなか厚生労働省の方でも把握されていないようなことも今

の御答弁の中からニユアンスとして私は感じ取る

わけですから、できるだけ私は把握して、本当に困り抜いた方々については再就職についてケアをして、会社に対してもその辺の要請をしていく必要だと思うので、その点についてはどうで

しょうか。

○政府参考人(青木功君) 業界の雇用とか仕事の在り方、これはむしろ労働条件とか働き方の問題になりますけれども、地方労働局等も通じまして

状況は承知していきたいというふうに思ひます。

それから、お一人お一人の環境につきましては、

先ほど申し上げましたとおり、離職から再就職

の活動まで、これはお一人お一人の実情を聞きな

がら、その方に一番適切な対応を取るというのが

これまでの証券取引法では、不公平ないいろいろ取引などに對しては主として刑事罰によつて規制の実効性の確保を図つてきたわけござります。

刑事罰でござりますから、非常にある意味では重いものでございまして、これにつきましては、刑罰自体は元々譲抑性の原則というの

先に進みます。

課徴金の問題でござります。

仲介業に乗り出していく中で、法的な様々な規制もありますけれども、それがなかなか遵守されにくいというか、懸念される状況もあるわけ

でございます。今回、課徴金ということで決められており、その辺の御議論を聞かせてください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げま

すが、その辺の御議論を聞かせてください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げま

す。今回の課徴金制度を御提案をする際にはいろんな形での検討を行いました。制裁金という先生御指摘のそついた形もあろうかと思ひますが、い

ろんな観点から、この規制の実効性を確保するた

めに欧米等のいろんな制度も勉強いたしました

が、この課徴金制度を導入することが適当である

うことで今回御提案申し上げたものでござ

ります。

○山根隆治君 何で適当なのかよく分からん

ですけれども、私は違反行為によって得た利益、それにふさわしいというか、ほぼ同額を課徴金と

して取り立てるということだろうかと思ひます

けれども、しかし、実際に、逆に言うと発生を、

そうした行為によって発生した損害を含めても徵

収すべきじゃないか、こういう議論も当然あるわけございまして、これらについてはどのよう

なでございまして、これらについてはどのよう

な議論の末に課徴金ということに踏み切つたのか、

もう少し詳しくお聞かせください。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げま

す。

して、相当、何といいますか、対応の悪いものに付いて、そういうものに対してそういう処罰をするといった形になつております。

したがいまして、今回、私どもはこの違反行為の抑止のためにこういった金銭的な負担を課す行政上の措置である課徴金制度というのを設けて、きまして更に実効性を確保したいという考え方から新しい制度を設けようということでございま

す。

○山根隆治君 まあ分かりましたが、そうしますと、独占禁止法とか証券取引法百九十二条の条項もございますけれども、これら行政处分と課徴金との関係については「重罰」というか、そういう見

方でもできようかと思ひます。これらについての議論はどうでした。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げま

す。行政上の処分と刑事罰につきましては私どもいろんな検討の過程で議論をいたしました。いずれにいたしましても、私どもの考え方をいたしました

行政上の処分と刑事上の処分といいますか、

刑法罰といふのは、それぞれ別々の目的で成され

ているものでござりますので、それぞれが別々だ

ということは、二重罰というか、そういう関係にはないというふうに考えております。

○山根隆治君 じゃ、憲法三十九条はクリアして

いるという見解ですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) そのとおりでござ

ります。

○山根隆治君 ただ、様々な議論があるといふことは一つ、御承知でしょけれども、一言申

し上げておきたいと思います。

それでは次に、実は教育の問題についてお尋ねをしておきたいと思います。

学校教育について、社会科の中では当然経済の問題も学校教育の中に取り入れているわけでござ

いますけれども、証券取引などの実体経済、実経済の学校教育への導入ということについて、金融

府は全国の小中高校五百校に、小中高各五百校ですか、計千五百校程度を対象に二〇〇四年度中に投資教育に関するアンケート調査を実施するということでございますけれども、文部科学省とも、文科省ともこれは協議した上のことなんでしょうか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

文科省とも十分協議をしておるところでござい

ます。

○山根隆治君 それで、私自身は、本当にやはり学問というのは、実際の生活に直接すぐ役に立つもの、あるいはまた役に立たずとも将来的に役に立つかもしれないもの、あるいはさらにそうした価値を超えて人間が求めてやまない何かある種のもの、そういうようなことが言えるかと思うんですけれども、私は、当面、今この経済の問題については実際の社会の中で役立つ教育というものを早急にやはり導入していくべきだらうというふうに思っています。

福沢諭吉の「学問のすすめ」も非常にそろばんとか実際的なものに、特にあの時代ですから、時代背景もござりますけれども、「学問のすすめ」を実社会に適応したものを探めていたわけですね。ですから、今教育も非常に大きな曲がり角に来ているところで、こうした実際の教育といふものも大事だらうというふうに私自身は思っております。そして、例えばこれは中学校の、私自身は小学校では早いのかなというふうには思いますが、でも、中学生くらいから、いろいろなソフトも民間で開発したものがござります。お金とは一体何なのかなというものを遊びの中で理解できるような、そうしたソフトが開発されたりしているわけでございます。

いうことで、今アンケートは文科省等ともいろいろと協議しているということでございます。今日、文科省来ておられるんでしたかね。これらについて私は積極的に取り入れていくべきだらうと

いうふうに考えますけれども、中学生から、あるいはそして高校生くらいで解決させてやつていくことがいいのかなと思いますが、この点についての実情どうなつてあるか、お聞かせください。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げます。

社会の変化を踏まえ、学校教育において生徒が金融に関する基本的な知識を身に付けることは重要なと考えております。このため、例えば中学校の社会科や高等学校の公民科では証券を含めた金融の働きや金融機関の役割などについて理解させることがいたしております。また、証券など金融機関の働きについて指導する際には、生徒が実感を持つて理解できるようになります。また、証券取引などの投資を具体例として取り上げている学校も見られるところでございます。

例えば、ある高等学校では、証券取引所が実施するインターネット上の投資シミュレーションゲームを利用いたしまして、生徒が株式投資に模擬参加をいたしまして、どの企業を有望と判断するか、有望企業を探す上で新聞等をどのように活用したか、また投資結果はどうであつたかなどをレポートにまとめて発表するといった学習活動も行われているところでございます。

今後とも、このような学校の創意工夫を生かし、証券等を含めた金融に関する教育が適切に行われるよう努めてまいりたいと存じます。

○山根隆治君 どのように適切に努めていくのを実社会に適応したものを探めていたただけますか。アクリションプログラムというか、そういうものもありますか。

○政府参考人(金森越哉君) お答えを申し上げます。

学校教育におきましては、生徒が証券を含めた金融の基本的な働きを理解するとともに、主体的に判断し、責任を持って行動できる力の基盤を育てるということが重要と考えております。このため、例えば中学校の社会科や高等学校の公民科では、ただいま申し上げましたように、証券を含めた金

融の働きや金融機関の役割などについて理解させることいたしておりますほか、高等学校の家庭科では、主体的な家計管理と家庭の経済計画でござりますとか、消費者の責任や生活情報の収集、選択と活用について理解させることいたしてい

るところでございます。

例えば、高等学校の公民科の教科書などを見ますと、教科書によりましては、金融の自由化が進むと預金者や投資家には自分の判断で金融機関や金融商品を選択する責任が求められるというこ

と、また、一般には高い収益を得られるような預金や投資には大きな損失を被る危険が伴うハイリスク・ハイリターン、逆に危険を避けたいならば低い収益しか得られないローリスク・ローリターン、預金者が適切な資金運用計画を立てるに当たってはこうしたことも踏まえる必要があるとい

うような記述でございますとか、あるいは高等学校の家庭科でござりますけれども、貯蓄の方針としては預貯金や株券、債券、投資信託などの金融商品の購入などがございますけれども、各種の金融商品の安全性や収益性、換金性などについてよく検討して学ぶことが大切であるというような記述も見られるところでございます。

私どもいたしましては、今後とも、各学校で経済活動や金融に関する指導及び消費者としての主体的な判断や行動に関する指導が適切に行われるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○山根隆治君 教科書の中でいろいろと教えると、いうのも大事ですけれども、ちょっととつて余り整合性のない話かも分かりませんけれども、例えば高校にゼミを置くということで、学校が終わつたところで、放課後でもいいし、あるいはゼミの位置付けというのもちょっと高校の中で考

えてもらつて、そうした証券取引、証券投資についての勉強を、講師、学校の先生がやるというのもちょっと難しいかも分かりませんけれども、外

部から導入ってきてそういうものを設けるとか、何かちょっと特別な工夫を少しして、教科書の中

でぱつと流れるように、あるだけではとても刺激にならないですね。人間、やっぱり刺激を受けると花開くのが早くなるということがあると思うんです。

例えば、大学生になつたらいきなり、別に金もうけばかりするということじゃないんですねけれども、いろいろな多様な選択ができるように、やはりもつと刺激的な措置というものを私取り組んでやはりもつと刺激的な措置といふことを教育していく必要もある

ということです。そこで私は申し上げるわけでございますけれども、外部講師の導入とか、そういうことも含めてやはりもつと刺激的な措置といふことを教育していく必要があります。

例えば、竹中大臣(竹中平蔵君) 山根委員、大変重要な御指摘をしてくださつたと思っております。私は大事な教育だらうと思うんですけども、この点について、文部省というよりも竹中大臣の考え方をちょっと聞かせていただけますか。文部省とぶつかつてもいいですよ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 山根委員、大変重要な御指摘をしてくださつたと思っております。私は、経済を専門に勉強してきましたけれども、この点について、文部省としては正直そういう思いを持っています。

これ、たまたま個人的になんですが、N HKの番組で私の小学校に参りました。経済を教えるという番組を撮らせていただきたことがございました。そのときに改めて感じたのは、教材がいました。そのときに改めて感じたのは、教材がない。何とこれが難しいのか。最近も品川の中学校等々でそういう機会を持たせていただきましたが、これまたやはり一般的な積み上げがないところでどこから入つていいたらいのか。

これ、文部省は文部省で、文部科学省は大変御苦労してくださつてあると思うんですが、最大のポイントは、私自身は次のようないくつあると思う

それは、アメリカやイギリス、特にイギリスなんかへ行くと、マクロ経済学、金融論、財政論、そういう専門分野の中に経済学の社会教育という専門分野があるんです。で、専門家がいらっしゃるんです。私の知る限り、日本にそういう専門家はいません。やはりそこは社会全体での対応がもう根本的に後れている。文部省のその担当課で考るだけではなかなか解決できない問題が多いのかなと思つております。そこは少しいろいろ先生方にも知恵を出していただいて、専門家も集めてそういうことをやつていきたいと。

実は、そういう問題意識を持つて、先般、金融庁としては初めて金融・投資教育のシンポジウムを開きました。そこには福井総裁も飛び入りでおいでをいただきまして、実際に高校でやつた成功事例なんかも集めて、ベストプラクティスを共有しようではないかという試みを持ちました。

○山根隆治君 やつぱり日本は、これから世界の中で活躍していくのには経済とそれから文化だろうと思います。やっぱり経済ということで考えるところ、もう本当にたくさん才能を持った方がたくさんいらっしゃる。物づくりでもそうですが、それどうも金融や証券ということでもそうです。やつぱり日本は、非常に大事なことだと思います。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。今日は非常に大事なことだらうと思います。非常に大事なことだらうと思います。それで、たくさんの方々ともたくさんいるわけで、それをどう花開かせる環境を作るかというのも非常に大事なことだらうと思います。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。

今、山根委員の最後の方で経済についての仕組みの教育のお話が出ましたが、私の地元の事務所にも二年前に女子高生から陳情が参りました、女

子高生の陳情というのは珍しいなと思つていまして、何を御希望ですかと聞きましたら、何か某証券会社がインターネット上で取引の言わば模擬売買のシステムを提供していまして、それをやりたいと思つて学校の先生に仕組みを教えてくださいと言つたら、学校の先生が分からぬから家で聞いてきてくださいと言われて、お父さん、お母さんと一緒に聞いた近所に政治家の事務所があるからそこで聞いてこいと言われたということで、三回ほど講義をさせていただいて、でも、非常に熱心な女子高生の皆さんで、三人で三回もいらっしゃって、結局非常に興味を持ってくださったわけですが。

やつぱりそういう教育をしようと思うと、今の例でも分かりますように、例えば学校の先生がそもそもよく分からぬということではこれも困った話ですので、そういう面もこれからいろいろ配慮が必要かなというふうに思つて拝聴しておりました。

さて、今日、証券二法についての質疑をさせていただぐんですが、いろいろお伺いしたいことは山のようにあるんですが、冒頭、五月十一日の財政再建に関する集中審議の中で議論させていただきたい点が、確かにあります。それから先般の当委員会で理事会協議事項になりました平野委員からの質問に対する金融庁からの回答について確認をさせていただいた上で、本論に入らせていただきたいと思います。

まず、今日は五月十一日の審議に絡んで厚生労働省においています。また、警察庁や人事院にもおいでいただいています。

○政府参考人(栗本英雄君) 週日の財政金融委員会、当委員会におきまして私の方に大塚委員の方から御質問ございましたのは、医療、介護、年金、こういうことに関連しての広報用の冊子あるいはビデオ、こういうものを作成していると思うけれどもその全体についてという御下問、御質問でございました。

そのときは、医療、介護、年金、相当広範囲にわたる内容でござりますので、その把握、整理ができる状態ではないという旨お答えをさせていただきますが、幸いに選択エージェンシーという会社をめぐる事件のその後の状況について、

○政府参考人(栗本英雄君) ただいま委員お尋ねの事件につきましては、警視庁におきまして、本年四月二十日、元厚生労働省関東信越厚生局総務課独立行政法人企画官ら二名が、平成十四年十一月ころ、同局からの業務の発注に関しまして現金約三百万円の賄賂を收受したことにつきまして収賄により逮捕し、また業務の発注を受けておりました株式会社の営業企画部長を贈賄により逮捕しましたものであります。本年五月十一日に東京地方検察署におきましてそれぞれ起訴されたものと承知をいたしております。

なお、お尋ねのその後の捜査状況につきましてはございますが、これにつきましては答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○大塚耕平君 答弁を差し控えたということでおあります。捜査継続中と考えてよろしいですか。

○政府参考人(栗本英雄君) 委員ただいま御指摘の捜査を継続しているか否かを含めて、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○大塚耕平君 それでは次に、厚生労働省にお伺いしますが、五月十一日の当委員会において今のが、既にいたいたものも確かにあります。そういうものを含めて、もちろんお願いをした資料についての準備状況について説明をお願いしたいと思います、厚生労働省。

○政府参考人(小林和弘君) 過日の財政金融委員会、当委員会におきまして私の方に大塚委員の方から御質問ございましたのは、医療、介護、年金、こういうことに関連しての広報用の冊子あるいはビデオ、こういうものを作成していると思うけれどもその全体についてという御下問、御質問でございました。

そのときは、医療、介護、年金、相当広範囲にわたる内容でござりますので、その把握、整理ができる状態ではないという旨お答えをさせていただきますが、幸いに選択エージェンシーという会社をめぐる事件のその後の状況について、

○大塚耕平君 今、御庁が置かれている状況、それから本省が置かれている状況をよくよく御自覚いただければ、社会保険庁の次長として、いろいろ相談して決めるとか、そういうたぐいの話ではないというふうに私は思いますが、もう一度お伺いします。

相当不要不急の資料を山のように作っているといふ、そういう指摘が社会保険庁や厚生労働省の内外からあります。今、御準備いただいている資料について、自ら取捨選択をして、来年度以降、これは要らないとか、これは必要だから継続させてほしいとか、そういう御判断をして、それを反映した資料を作つていただけるかどうか、社会保険庁の次長として御発言をいただきたいと思います。

番最新のものの手帳の監修料の受取はあったのかなかつたのかということについて五月十一日もお伺いをいたしました。そのときの御答弁は、「監修料については受け取っておらないという状況でござります。」と。これは中島審議官がそのように答弁をしております。今、議事録を私は読ませていただきました。

もう一度お伺いします。平成十五年度分の手帳の監修料は厚生労働省の関係職員は受け取っていませんか、受け取っていませんか。

○政府参考人(辻哲夫君) 便利手帳に関しましては、前回御答弁申しましたように、十五年度分は返上をいたしております。

○大塚耕平君 受け取っていないんじやなくて、

○副大臣(石井啓一君) 私ども財政当局といたしましても、できるだけ実情を踏まえた査定をさせたいと思いますし、過去に不適切、非効率なものがあれば、そういうものを査定においてはしていただきたいと思ひます。予算においてはしていただきたいと思ひますが、ちょっとこの段階で一言副大臣から御感想をお伺いしたいと思ひます。

上したと。なぜ返上したんですか。  
○政府参考人(辻哲夫君) 私ども窓口を国民健康保険法の医務系長が行つておりますことから、在

○大塙耕平君　續り申し上げておいますが、本席で、財政再建に關してはこれは与野黨の対立事項ではなくて、立法府対行政府のそういう課題

事項ではなくて、立法府対行政府のそういう課題があるというふうに認識しておりますので、是非ここは党派を超えて、我々も御協力できるところは御協力しますし、与党の方におかれても

○大塚耕平君 先ほどの中島審議官は、「監修料

さて、その選択エージェンシーの事案に関しては、今日は資料をお配りしませんが、幾つもあつたわけですが、その中の一つ、「一番ニュース」にありました保健活動のための便利手帳なるものを毎年随意契約で選択エージェンシーと作っていたところなんですが、平成十五年度分、つまり

番最新のものの手帳の監修料の受取はあったのか伺いをいたしました。そのときの御答弁は、「監修料については受け取つておらないという状況でござります。」と。これは中島審議官がそのように答弁をしております。今、議事録を私は読ませていただきました。

もう一度お伺いします。平成十五年度分の手帳の監修料は厚生労働省の関係職員は受け取つていませんか、受け取つていませんか。

○政府参考人(辻哲夫君) 便利手帳に関しては、前回御答弁申しましたように、十五年度分は返上をいたしております。

○大塚耕平君 受け取つていらないんじやなくて、返上したわけですよね。どうして五月十一日、そのように答弁しなかつたんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 失礼いたしました。結果として受け取つていないとということで申したと思いますが、事実経過としては振り込みがあつたものを返したという形で受け取らなかつたということをございます。

○大塚耕平君 八百円ですね。過去の金額よりも高い金額を受け取つて、振り込まれたものを返上したと。なぜ返上したんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私ども窓口を国民健康保険課の庶務係長が行つておりますことから、庶務係長に聞きましたところ、専ら国庫補助金が財源として使われている出版物等の監修であり、また当該出版物の発行も回を重ねてあることも考慮し、今までと同様の監修料を受け取るのはいかがなものかと判断し、監修料を受け取らなかつたということをございます。

○大塚耕平君 先ほどの中島審議官は、「監修料については受け取つておらない」という状況でござります。」とおっしゃる前にまくら言葉が付いていますね。「十五年度につきましても契約はしております。」と。これは、選択エージェンシーと契約をしていたのはだれですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的に、まず受け取

らなかつたという前に、契約は結んでおります。その契約の形態といたしましては、十五年分につきましては、十五年度分につきましては、窓口である国民健康保険課の庶務係長が選択エージェンシーより平成十四年度までと同様に便利手帳の監修を行つよう依頼を受けたところ、これを受けてまして、当該庶務係長を通じて監修作業を行つ者を募り、監修作業を引き受けた複数の職員が作業を行つたところでござります。したがいまして、その言わば引き受けるという申出に対し、引き受けるという旨の意思表示を行うことによつて契約が成立しておつたものと考えております。

○大塚耕平君 今のお説明を聞いてみると、何やら厚生労働省の仕事として契約をして監修をしていたやに今日の答弁だけ聞くとそう聞こえますが、五月十一日は個人としてやつておられたという説明に終始しておられたと思いますが、これ個人として契約しておられたんだですか。厚生労働省として契約しておられたんだですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 庶務係長が窓口をしておりましたということを申し上げましたが、あくまでもそれについて作業を行つたいという個人を募つて、その個人が契約したものであります。組織として、厚生労働省の組織として契約したものではございません。

○大塚耕平君 では、改めてお伺いしますが、あのときも、五月十一日のときもお示ししましたが、平成十五年度分は個人として契約して、受け取つた監修料を返上した後に、その同じ手帳の製作作業に関連して業務時間中に課長やら課長補佐や専門官が会議に出席しておられるわけですね。これは途中から厚生労働省の仕事に変わつたという理解でいいですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私ども、当時の事情を調べましたが、まず基本的な整理といたしましては、便利手帳そのものの作成は国保中央会が自主的に行つ、それに對して補助を行つておるものでございます。

その場合に、何といいましょうか、その事業を

行つてゐるアロセスにおきまして、この便利手帳をもう  
が言わば求めによりまして、この便利手帳をもう  
少し変えるということについて国民健康保険課に  
国民健康保険課に助言を求めたことについて公務  
として国民健康保険課が協力をいたしましたが、  
個々の数字のチェックとか細かい監修これはあ  
味で、自主的に中央会が行つてゐる事業について  
言わば助言を求めてまいりました。そのような意  
向で、今まで別途個人として行つてゐるという整理に  
くまでも別途個人として行つてゐるという整理に  
なつております。

○大塚耕平君 今の御答弁が納得のいくものである  
かどうかは私があえて解説しなくとも本席の委  
員の皆様方がもうお感じになつていておりであ  
りますので。

局長、辻局長、もう幹部なんですからね、もう  
いつまでもそういう木で鼻をくつたような御答  
弁されないで、是非、国会の場を茶番の場にして  
いただきたくないですね。そういう答弁がのうの  
うと通つて、議事録に残つて、これが国会でござ  
いますなんという、そういう国だから日本はおか  
しくなつてゐるんですよ。官僚の皆さんお一人お  
一人は立派だと思いますよ、私は。有能だし。だ  
けれども、ここまでいろいろ明々白々になつたら、  
警察が捜査中で答えられないといつても、自ら襟  
を正すことが幹部の皆さんに要求されていること  
ではないかと私は思います。

もう一点お伺いしますが、この問題に、今のお  
分の問題に関連して、平成十五年度分を受け取つ  
ていなかつたということは、その分返上、返した  
ということは選択エージェンシー側にその分利益  
が積み増されたことになるという意味で私はこ  
のよう質問しました。その「差額はどこに行つて  
いるのか」ということについて、中央会及び連合会  
を所管する厚生労働省として調査をして報告をし  
ていただきたいというふうに思つております。」  
これは、今の返上分に加えて、詳しくは御説明し  
ませんが、五月十一日にお示しした資料の中で中  
央会の出している数字と厚生労働省が出してきて  
いる数字の差額があつて、四・八%という数字で

したけれども、これがどこに行っているんだといふことも含めてお伺いをしたつもりなんですが、それに対する政府参考人中島正治君はこのように答えております、「了解いたしました。」調査しているていますか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、差額についてでございますが、資料を精査いたしまして、国保中央会にも問い合わせをいたしました。

国保中央会からの返事といたしましては、資料に税は、税金の分を抜いて計上してあると書いてありますけれども、ちょうど言わばエージェンシーの方で計上している額に対しまして、国保中央会が契約した額はちょうど5%乗せた形の額になつておりますので、これは消費税ではないかといふことで国保中央会から返事が戻ってきておりました。

それから、返上いたしました額につきまして、国保中央会サイドでそれにつきましても確認しましたところ、平成十五年度の言わば購入につきましては、厚生労働省の職員が監修料を受け取らないこととしたという事実を聞きまして、選択工一エンジニアと交渉をした結果、監修料相当分を減じることで合意したということでござります。

なお、厚生労働省としては、国保中央会に対する国庫補助もその分減じて交付することといたしております。

○大塚耕平君 人事院にお伺いしますが、この事案に関連して国家公務員倫理法に基づく対応が必要ではないかということを前回お尋ねいたしました。この点について、現時点での検討状況等について御説明いただける点があればお伺いしたいと思います。

○政府参考人(平野由美子君) 選択エージェンシーの問題につきましては、倫理法、倫理規程に照らして、違反する行為がないかどうか、具体的な事実関係に即して検証することが必要でございまして、そのため、現在、厚生労働省に対しまして具体的な事実関係について逐次必要な確認作業をお願いしております。調査をしていただいて

おるところでございます。審査会としましては、これは警察厅がどういう捜査をするとかしないとか、人事院がどういう処分をするとかしないとかに關係なく、厚生労働省としてしっかりした調査報告書を作りますが、それをもとに求められなくても自主的にまとめて公表するべきだと思いますが、どう思われますか。

○政府参考人(井口直樹君) お尋ねの件でござりますけれども、一般論から申し上げますと、職員が勤務時間外に自宅等で個人的な立場で監修を行いまして、またそれに伴います監修料につきまして適正に税制上の申告を行つて、そういうことがありますと、これをもつて直ちに何らかの法令に違反するというものではないのではないかと、いうふうに受け取っておりますが、いずれにしましても、個別の事例につきましては今現在調査をしておるところでございますので、その結果を踏まえまして適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、具体的に逮捕された者がいるわけですが、この者に対しましては、先ほども刑事局長からお話をありましたけれども、起訴になつてございます。したがいまして、その公判の状況あるいはその内容が明白になりましたら、これは倫理審査会とも相談をしてその最終的な処分につきましては決めてまいりたい、そんな考え方であります。

○大塚耕平君 逮捕された方は逮捕されるなりの理由がおありだったと思うんですが、トカゲのしつぽ切りみたいにしないでいただきたいなと思ひます。勤務時間外の副業については云々といふ御説明がありましたが、もうこれはそういうふうに恐縮ですけれども、順当にいけば厚生省、幹部、それぞの組織の牽引役が後に続く世代の皆さんに毅然とした態度を示していいないかということが私は非常に大きな原因だと思っております。

辻局長は恐らく、これは私が勝手に人事のことと言うと恐縮ですけれども、順当にいけば厚生省出身の次の事務次官になられるんではないかなと思いますが、局長の背中をみんな見てるんですよ、職員は、ああ、そうかと。さすがトップになる人はなるべく自分ではリスクある判断はないで、そういう報告書はやばいから作らないと、ああいう答弁で逃げるんだなというふうに聞かれますね。もうみんな分かっているんですね。

ますので、局長にお伺いしますが、これは警察厅がどういう捜査をするとかしないとか、人事院がどういう処分をするとかしないとかに關係なく、厚生労働省としてしっかりした調査報告書を作りますが、それをもとに求められなくても自主的にまとめて公表するべきだと思いますが、どう思われますか。

○政府参考人(辻哲夫君) この件につきましては国会で随分御審議をいただきました。私自身この話を知ったときに、既に返上をしておったという

ことを申しましたが、将来に向ても専ら補助金で交付しているようなものについてやるべきではないと、大臣からもそのような御指示があり、身を正すべきは正すということ。そしてまた、私ども誤解を受けることがないよう、これから将来に向けても見直していくという方針で内部の作業をいたしております。

しかしながら、倫理規程との関係とか刑法との関係とか、そのようなことにつきましては、十分の御審査を受けておる、あるいは説明もさせていただいております。そのような観点から、別途の報告書を作るということにつきましては私どもは考えておりません。

○大塚耕平君 若者世代は大人の世代の鏡だ、子は親の鏡だというような言葉がありますが、日本が今、道徳的にも倫理的にも、あるいは社会全体の土氣といいますか、いろんな意味においてどうしてこんなふうになつちやつたんだなど皆さんが感じる大きな理由は、やはりリーダー、幹部、それぞの組織の牽引役が後に続く世代の皆さんに毅然とした態度を示していいないかということが私は非常に大きな原因だと思っております。

辻局長は恐らく、これは私が勝手に人事のこととおきますが、予算の執行状況とか、それから将来の予算編成において今回のよな事態が起きないように、財政当局としてどのように今後御対応いただけるのか、そのことをお伺いして、この件については終わらせていただきたいと思います。

○副大臣(石井啓一君) 先ほども申し上げましたように、査定において過去に不適切、非効率なものがあれば、それは改善すべく努力をしてまいりますけれども、執行という面でいえば、それぞの所管の官庁でやはり法令等の規定に従つて適切に努力をしていただくことが必要でございますし、また会計検査院のチェックあるいはこの国会での決算審議等もございますので、そういった様々な御指摘を踏まえて適正に執

1

行を確保していくことも重要であるというふうに

○大塚耕平君 それでは、済みません、これで警察庁、厚生労働省、人事院、財務省の皆さん方は結構でございますので、もし委員長のお許しいただければ御退席いただければと思います。

○委員長(円より子君) はい 街道席くたさうて  
結構です。  
○大塚耕平君 それでは次に、金融庁にお伺いを  
いたします。

多分 委員の皆様方のお手元に資料が配られてると思いますが、先般の平野委員の質問に対する回答ということで「UFJの不良債権比率について」というペーパーが出ております。平野委員の御質問は、UFJの不良債権比率がこの三ヶ月期に高くなつたことの理由についてより明快な説明を求めるということでありました。その結果、その質問を受けてお作りいただいた資料がごらんの資料でございますが、一々中身は読みませんが、特に最後の四ページを拝見すると、私なりにそしやくをいたしますと、要は十五年三月期の通常検査を中心とした検査結果を反映して決算を行つた結果、不良債権比率が上がつたというふうに思つておりますが、どうかについて金融庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別の銀行の不良債権の残高の増減の具体的な要因についてお話をさせていただくことは差し控えなければいけないと思つておりますけれども、このお配りいただきました資料にもござりますように、不良債権の増減に対する要因というのには様々なものがあろうかと申します。景気動向あるいは債務者の属している産業の動向、さらには債務者企業の経営実態の変化、さらには不良債権処理あるいは縮減に向けた債権者たる銀行の側の取組、さらには各金融機関、銀行等のポートフォリオの構成いかんといったようない要因にもよるということかと思います。

ただ、更に付け加えますと、私ども検査をやつ

〇大塚耕平君 一般論としてはなり得るというお  
話であります中で、リスク管理体制、資産査定の状況、開示債権等の状況を厳格にチェックいたしま  
すので、結果として、多くの検査で検査後に不良債権の金額、開示債権の額が増えるということがある程度はあるというのが一般的でございまして、そういったことも不良債権の増減の要因の一  
つには一般論としてはなり得るという理解をいた  
しております。

答えでありましたが、まじめにきちんとこういう説明資料を作つていただいたことは結構なことだと思います。

その上で、この中身をそしやくしながら過去のトレンドを考えますと、通常検査というのは十五三ヶ月毎で、また、一回三ヶ月ごとに、そ

の前もずっと行われているわけで、これは推測というか、想像ですけれども、UFJについては、そうすると過去の十五年三月期以前の検査結果も実は余り忠実に反映した決算を行っていなかつた可能性が一般論としてあるというふうに推測をするわけであります、一般論としてお答えをいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 正に個別の銀行のケースについてのお話でございますので、直接のお答えはいたしかねるわけでございますが。

是非、ひとつ御考慮をいただきたいのは、決算、

銀行の場合半年ごとに行われておりますけれども、半年ごとに景気の動向、先ほど申し上げましたような、債務者が属している産業の動向、あるいは債務者自身の実態というのは動いてるわけだと思います。それで、動いてる、時期によつて動いてる、変化している、それを言わば事後的にその決算を対象として私ども検証いたしますので、その対象となつてゐる決算 자체の中身が変わつてゐる、その背景として債務者の実態が変化しているということをございますので、必ずしも今御指摘のようなことになるというふうに断定はできないのではないかと思つております。

○大塙耕平君　いざれにいたしましても、景気が

良くなつてゐるせいもありますが、金融機関の経

嘗状況というのも健全化に向けて非常に重要な局面に来ておりますので、引き続きしっかりと監督、御指導をいただきたいなということをお願いをしておきたいと思います。

その上で、実はこの話は、今回の法案の証券二法改正によって、その後、銀行が正手申合表

法が成立した場合に、その後、銀行が詐欺で作案を行う上で、いかにきっちりとした監督指導が行われるかという点においてはかなり似ているような部分もございますので、そういう問題意識を持つて、今日の会議の方にいらっしゃって、ごときこゝに思ひ

今日は事前に質問通告、余り細かく通告をしていないんですが、といいますのは、今日は是非顧をこなつこつりで質問とさせて、ございこなします。

客はなくとも聞いて質問をさせていただきたいな  
と思っておりまして、まず私の基本的な立場を申  
し上げておきますと、やはりユニバーサルバンク  
的な行司に日本銀行の金銭的手段がつかって、そこには、

的な方向は日本の金融界が向かって行くことは、これは私はどちらかといえばそれでいいというふうに思つてゐる方であります。したがつて、仲介業務を解禁していくたゞくこともそろそろいいのかなと思いつつ、その一方で銀行の体質というのもいろいろ存じ上げているのですから、恐らくこの仲介業務が解禁されると相当いろんな問題が起きるだらうなというふうにも予想をしておりま

少額の取引の多い会社においては、公募のインセンス付きの勧誘ということにつきましては禁止をすることで考えております。ただ、これにつきましては、取引の公正を確保するとともに、証券市場における行き過ぎた投機的な売買の制限のために一定の保証金を置いた義務を定めました信用取引の潜脱の禁止を担保する観点から行っているものでございます。したがいまして、そういうふた貸付けを条件として証券取引を受託す

る行為に該当するか否かは、こういった趣旨を踏まえて個別の事例ごとに判断をするということになるかと思います。

今のお客様の御指摘はなかなか難しいお話をだと思いますが、いろんな態様があるかと思います。例えば、顧客から要請があつた場合でも、証券仲介業務の部門が顧客に融資部門から融資を受けることも勧めたりなんかしたりした場合には、当然こういった規定に違反する可能性もあるというふうに考えられます。

○大塚耕平君　冒頭申し上げましたように、今日は、私、顧客のつもりで聞いていますので、例えば局長が銀行の融資担当課長か何かで窓口に出て

きてそういう話をされると、顧客の私としては、貸すのか貸さないのかどっちなんだ、支店長連れでこいと、こういう話になりますね。銀行から勧誘されたんじゃなくて、私がこの株を買いたいと。で、仲介してくれたのはおたくの銀行じゃないか。もし掛け目七割で担保が足りないというんだったら、おたくに預金が積んであるから、その預金で足りない分担保にするから、七割分は貸してくださいと。貸すのか貸さないのかどっちだって、こう顧客が責めるわけですよね。

こういうことについては、そうすると、まだ政省令でどうするか結論が出ていないという理解でよろしいですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

○大塚耕平君 やや、最終的な、何といいますか、事の適否についてはもう委員の皆さんが聞いていただいている印象にお任せしますので、次に進みますけれども。

○大塚耕平君 いや、私は分かりましたと。じゃ、融資するかどうかは別にして、じゃ、おたくに仲介してもらいますと。仲介手数料、幾らですか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げます。

仲介手数料については、特に法的な、今回、法律上何か規定があるわけございません。これにつきましては、それぞれの当事者同士のいわゆる契約とということになるかというふうに考えております。

○大塚耕平君 いやいや、私が顧客として聞いていますのはそういうことではなくて、証券会社へ行けば売買手数料だけでやってくれるわけで、それと別に仲介手数料が掛かるんですかと聞いてるんですが、顧客ですよ、別に私は怒っているわ

けですよ。売買手数料以外におたくの銀行に別途誘されたんじゃなくて、私がこの株を買いたいと。で、仲介してくれたのはおたくの銀行じゃないか。もし掛け目七割で担保が足りないというんだったら、おたくに預金が積んであるから、その預金で足りない分担保にするから、七割分は貸してくださいと。貸すのか貸さないのかどっちだって、こう顧客が責めるわけですよね。



いざれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、証券会社の委託を受けるということが大事ではないかということを思われます。

○大塚耕平君いや、今の説明をお伺いしても、ちょっと僕は自分自身も混乱しているんですねけれども、恐らくそこも政省令で銀行がどういう行為を許されるのかということをきちっと定義したり、あるいは行為規制のところで相当リアルな規定を置かないとかなりの混乱が起きるんではないかなと、顧客になつて考へると、本当にそう思うんですよ。これは、今日は野党議員として追及しているなんという、そういう代物ではなくて、本当に不思議だなという感じがするわけあります。

なぜこんなことを心配するかというと、冒頭申し上げましたように、銀行業界の体質をたまたまよく存じ上げる立場にもありますし、この間、池田委員が御紹介してくださった全銀協の意見書を見ると、ちょっと先行き心配だなという感じがありなんですね。例えば、全銀協の意見書を見ると、例えば銀行業務と証券仲介業務の顧客情報の共有のところについて、「銀行業務における顧客情報の活用に制限が課せられると、ビジネスモデルや使命を実現することができず、証券仲介業解禁の意味がなくなる」と、こうはつきり書いてあるんですね。これは銀行業界の主張です。

片や、法案の精神としては情報共有は禁止すると言つてゐるわけなんですが、果たして銀行業界の皆さん、金融庁が今お考へになつてゐる方向で、実務上、現場で本当にそれを守つてくれるのかなということは、大変この要望書を見ると心配であります。

それから、これは全銀協の要望書の上に、信金、信組まで含めたすべての業界団体の連名の頭紙も付いてゐるんですが、そうすると、これは信金、信組にまで全部解禁するということになると、さつき申し上げましたような店頭でのトラブルといふのは、もっとプリミティブなトラブルが一杯

起こりそうな気がしますね。だから、これ、信金、信組まで含めて全国銀行と同じような対応で皆さんが臨まれようとしているのかどうかとか、この要望書を見ると本当に心配なことばかりであります。

それに、更に申し上げると、これちょっと、私も、例えは、仲介業を解禁することは、「社会人への有価証券等への投資に関する教育という側面もある」と。だれがまあ、それはいいですよ、そういう教育してくれるというのは有り難いこと

ですけれども、いや、銀行業界も変わつたなと思つて。こういう証券仲介業務に対する前のめりかつややツーマッチな積極的な姿勢と、それから、今までの有価証券等への投資に関する教育という側面もある」と。だれがまあ、それはいいですよ、そういうものの方がより厳しくて、今あるものはより甘いと。あるいはその逆なんですか。その強弱関係について基本的な立場をお伺いしたいんです。

さらには、この銀行業界の意見書を見ますと、今年の四月に施行となつた改正証取法で、証券仲介業以外の業務を営む場合には、当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報を利用して勧誘する行為は既に禁止されているから、利益相反を防止するための措置はもう講じられているんだというふうにも書いてあるんですね。そうすると

と、これ以上の措置は必要ないということが彼らの主張なわけです。

したがつて、これから政省令で何を書くかといふのが実は今回の法案にとっては一番重要なところで、今ここで議論している法案はもう精神だけにすぎないので、余り実体的な意味はないと申し上げちゃうと申し訳ないんですけども、政省令がどうもこれは議論の本丸だなということをつくづく私は感じてゐるわけであります。

以上、るる御説明申し上げた上で、一つ質問させていただきたいんですが、銀行業界の主張は、既に銀行本体と証券子会社間の、いいですか、証券子会社間の弊害防止措置が講じられているから

これで十分だというのが彼らの基本的な主張なんですね。

そこで、お伺いしたいんですけども、率直な考え方をお伺いしたいんですけども、銀行本体と証券子会社間に設けられている現時点での弊害防止措置と、それから、これから政省令に盛り込もうとしておられる銀行本体業務と証券仲介業務の弊害防止措置、どっちがより厳しくなるんですか。これは同じものですか。それとも、これから作ろう

といふうに私ども思つております。さらに、その監督上の処分に対する違反が生じた場合には、そ対して更に違反があれば、これは刑事罰といったことの適用がされるということになるかといふに考えております。

○大塚耕平君私が一番お伺いしたいポイントは、問題が起きたときに、仲介業者としての登録免許を剥奪するとかということでどまるのか、

銀行業本体にまで処分が及ぶのかということなんですね。それはどういうことかというと、銀行法二十七条に、これは、銀行が銀行業として公益を害する行為をしたときはその業務の全部若しくは一部の停止云々と、こう書いてあるわけですね。それだけ、いわゆる系列証券会社に対するいろんな禁止措置もございますが、いずれにしても、そのそれぞれの実態に応じて取引の公正を確保するための措置を、適切な措置を講じていると私どもは思つております。

○大塚耕平君総括は最後のところでさせていただきますが、結局これは、冒頭申し上げましたように、解禁して、そのメリットを金融産業や金融証券市場や日本経済ができるだけ享受して、そこから発生するであろうデメリットを極小化するといふことにとにかく注力していただきたいわけですよ。そのように考へると、トラブルが起きたときに、相当厳しい措置を取るか取らないかが左右されることはあります。

たゞ、余りそこで度が過ぎたことをやつたり、例えば、冒頭の質問になりますけれども、バックファイナンスというのはこつちから勧説することであつて、いやいや、お客様から貸して貰ふこと言われたから貸したんで、これはバックファイナンスではないという認識で、やつていいぞと号令一下、例えはそういう動きに出るような銀行が出来た場合に、いやいや、最悪の場合、度が過ぎると銀行法にも抵触するよというところまでヘッジさ

れていれば相当な自己抑制が利くと思うんです  
が、つまり、今後作られる政省令で、処分という  
のは証券仲介業の範囲内にとどまる処分なのか、  
それを委託を受けてやっている銀行本体に及ぶの  
か、ここはどちらの精神で政省令を書かれますか。

○政府参考人(増井喜一郎君) お答え申し上げま  
す。

証券仲介業についての処分についても相当  
銀行にとっては不名誉なことだというふうに思  
ますが、いずれにいたしましても、先生今御指摘  
がありましたように、銀行法の二十七条规定では、内  
閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に  
基づく内閣総理大臣の处分に違反したときは公  
益を害する行為をしたときは、当該銀行に對して、  
その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締  
役、執行役若しくは監査役の解任を命じ、又は免  
許を取り消すことができる書いております。

したがいまして、法令とかいうことでございま  
すが、どの法令というような限定があるわけでござ  
いません。ただ、いずれにいたしましては、個  
別の行政処分を行うということにつきましては、  
やはり法令違反の重大性等を踏まえて個別具体的  
に検討する必要があるというふうに考えておりま  
す。

○大塚耕平君 あと二点申し上げて終わりにさせ  
ていただきたいと思います。両方とも竹中大臣にお答えをい  
ただきたいと思います。

先ほど申し上げたこの全銀協の意見書の中に、  
解禁しても大丈夫なんだという理由付けの一つ  
に、貸出しとの抱き合わせ的行為等についてはい  
ろいろ規制が掛けられていて、社内体制も整備さ  
れていて、銀行業界としては問題も全く発生して  
いないと断言しているんですね。とんでもない話  
で、問題は山のようにならんただければと思  
いますが、もうもろの現在の状況の中で、貸出しと  
の抱き合わせ的行為等について問題は全く発生し

ていないという点について、ちょっと是非事務方

の皆さんにこういう認識でいいのかどうか調査を  
していただいて、問題があるということであれば、  
銀行業界にそれは違うぞという指摘を、御指導を  
していただけるようにお願いをしたいということ

で、これが答弁のお願いしたい一点目であります。  
そして最後に、今日は全部は語り尽くせていない  
んですけど、私は自分が証券投資する立場で考え  
ると、ちょっと今まで怖くて銀行の窓口で  
はできないなというのが正直な印象であります。  
最終的にやはり政省令の段階でどういう内容を盛  
り込むかというのが実は今回のこの施策の一一番重  
要なポイントであります。政省令を決めてしま  
う前に本当はその内容をここで議論させていただ  
きたいなというのが正直な印象でありますが、そ  
れも難しいでしようから、政省令については決め  
打ちしないで、大体こんな内容でいくということ  
を、パブリックコメントに付すとまでは言いませ  
んけれども、何か多少その意見交換なりが可能な  
プロセスを想定して決めていただきたいと、それ  
をお願いしたいと。

以上、二点のお願いに対する御答弁をお伺いし  
て、終わりにさせていただきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず最初の全銀協の紙  
でございますけれども、これは金融審議会でそれぞれ  
賛成、反対、こうがんがんやっているときに出し  
た紙ということで、その意味では主張する立場か  
らかなり強い言い方になつてあるという面もある  
のだと思います。

しかし、御指摘のような点、これは本当に問題  
はないのかと、これ正に我々は検査でこういうこ  
とを逐次個別に検証しているわけでございます。  
これを取り上げて何か調査書をまとめると、  
うな性格のものではないと思いますが、これは  
我々としてはしっかりと調査して、問題があつた  
ら指摘する、これはもう当然我々としての重要な  
立場であります。問題が何にもないということが  
あれば、こんな結構なことはないわけであります。  
けれども、それぞれにやはりいろんな問題があ  
ります。

○大塚耕平君 終わります。

るということも事実で、それに対しても我々とし  
ては毅然とした態度で検査・監督を進めてまいり  
ます。

今日、いろいろと本当にいい御指摘をたくさん  
いただきまして、正に取引者の立場に立つて、個  
別の具体的な事例を念頭に制度を整備していかな  
きやいけないというのはそのとおりだと思ってお  
ります。政省令が大事である、ガイドラインが大  
事であるという認識を我々強く持つております。

大塚委員はこのままでは自分としてはちょっとと  
怖いなというお話をございましたけれども、その点  
は我々としてもかなり考えているつもりであります  
して、今日は勧説のお話が出来ましたけれども、勧  
説はこれ証券会社と同じことをある意味でやるわ  
けでございます。その意味では、契約の当事者で  
はないんだけれども、勧説に関してはその機能は  
担うわけでありまして、当然今のその証券会社に  
掛かっている勧説についての種々の規制は全部銀  
行に掛かります。そういう仕組みになっています。  
それに加えて、銀行ならではの更なる規制、これ  
は、融資部門との情報交換の禁止等々、バックファ  
インанс云々の禁止等々でそれを課しているとい  
うことありますので、そこは制度設計としては  
是非御理解をいただきたいと思います。

政省令、どういうことを考へておられるかといふこ  
とについて、ちょっとどういう方法があるのかよ  
く分かりませんが、ここは必要でありましたら  
ろんなお問い合わせ等々いたいたら、我々とし  
ては常にそうしておるつもりでありますけれども、  
万全の対応をさせていただくつもりでござ  
りますし、先生方の御意見もいろいろ踏まえて、是  
非良い政省令の体系を作つていいかと思つてお  
ります。

○椎名素夫君 私は、昼夜みずつとやつてもいい  
よと、こう言つてしまつたのですから、皆様も  
昼飯抜きでお付き合わせさせて申し訳ありません  
。しばらく御勘弁願います。

〔委員長退席、理事大塚耕平君着席〕

私、実は、平成十二年、西暦二〇〇〇年の四月  
二十日にこの委員会で質問をいたしまして、その  
ときに、日本でも本気に本腰を入れてあのペコラ  
委員会みたいなことをやろうよというお話をし  
た。何か最後のところでそう言いましたら、賛成  
賛成というようなことを言つていただいた方が数  
人はおられた。ほとんど今はもうおられませんの  
で、初顔の方が多いかと思いますが、それから、  
最後に、これ作ろうよというのは、大体ここで作  
らないと、あれと同じ形ならばそういうことにな  
りますので、参議院で作ろうじゃないのと言つた  
ら、そういうことだつたんです。しかし、聞いて  
いていただいて、あなたに御感想はあるかという  
質問を当時の大蔵大臣の宮澤先生に聞きました。  
そうしましたら、感想は申し上げないけれども、  
よく考えなきやならないお話を承りました、あり  
がとうございましたと、こういう御答弁だった。  
四年たつていてるわけですが、だれかがそれを  
オーロラアップして考えたという形跡は全然ない  
ように思います。それをもう一度蒸し返したいと、  
その上に少し敷衍したいと実は思つてはいるわけ  
あります。

そのときに強調しましたのは、大恐慌をきっかけ  
にしてあのペコラ委員会というのはできたわけ  
ですけれども、アメリカの上院の中ですね。いろん  
なことが起つた。あの信用の過大な膨張が起  
こつた。それから、一部の金融機関に権力が集中  
し過ぎたとか、様々なことが起つりました。これ  
はちょっとほつとけないということで始まつたん  
ですが、よく引用される話ではあるけれども、し  
かし、法に照らして厳正な処分をして、そして問  
題を片付けたというようなことじやないと、あれ  
は。

〔理事大塚耕平君退席、委員長着席〕

要するに、これは全部洗つておかない、お金の流れというものを、それこそマフィアに流れる金まで全部洗つて、そしてその調査に従つてそういうものはどうやつて防がなければいけないか、様々なことに対するインフラを作つて、その結果としてあのSECが当たりとうようなことが起ころって、それが一九三四年ごろですか、銀行法の中でもグラス・スティーガル法ができたといふようなことで、これがアメリカのその後の経済運営の憲法みたいなものになつてゐるものであると、いうところが必ずしも理解されていないという気がするわけです。

その基本で一つ考えなければならないのは、先ほど文化の違いというようなお話をありましたけれども、そういうことではなしに、スペキキュレーションの、投機的な人間の行動、考え方というものが、むしろ経済の発展の原動力になるという、言わば、今で言えば原子力発電みたいなもので、セルフサステーニングな、何というんだつけあれは、日本語で言うと自己持続型のエネルギーの放出がある。こういうものがむしろ本当の内在的なエネルギーになつて経済が発展する、これを最初から押さえ付けてはいけないという話なんですね。しかし、それはほつておくと暴走してしまおうおそれがあるから、これのコントロールのシステムをきつと作らなければいけない。この両方を併せて、あのアメリカの言わば広い意味での金融市場の考え方というものはあるんだろうと私は思つております。

一方、日本の方では、明治以来、非常に銀行と立銀行、それからそのうちには民間銀行、これを強力にバツクアップして、日本の産業形成のバツクアップをやつたというのが日本の歴史だったということだと思うんです。ある意味では全然、基本的な概念というものは少し違うところがあつた。

しかし、一九三〇年の最初に起つたことですから、これは考えてみたら私が生まれたばかりのころの話ですね。日本ではやっぱり銀行中心の運営をやつていたということ、それからもうむしろその前からですけれども、要するに銀行中心でやつていて、幾分、もちろん今の株式市場のようなものが生まれ掛けたけれども、戦争に突入したというところから話は始まる。占領軍がやつてしましましたし、ますますそこのところは在来型に戻つていつたというところで、戦争をやつて負けたというところから話は始まる。占領軍がやつてきて、そして、一体、日本の金融市場、証券市場というのはどうなつてゐるんだと、これじやしょうがないと思つたらし。そこで、アメリカ型でやれというので、アメリカで三〇年から當々と作り上げてきたインフラを横を縦にして、これでやれという話になつたというのが最初だというのが私の解釈です。

ところが、いろいろ余りにも今までの概念が違つたから、役には、すぐにはそつですかと言つて理解してやつたというわけじゃない、形は取れただけれども。

一つには、とにかく企業の会計なんというものもどうもはつきりしていない、公認会計士といいうようなものも制度を確立しなきやいかぬというところから始まつた。厳正中立な監査が行われなければ、大体証券の市場なんといものはめちゃくちゃじゃらないかという話が始まつたけれども、この監査の問題にしたつて、ごくごく最近までは、あるいは場合によつては現在も、その問題はまだ完全に日本でこれでいいんだとみんなが思うようなことにはなつておりますね。

それから、監視機関としてのSECみたいなもののを作れということで、格好としては作つたけれども、これも今までの、何というんでしょうね、日本の監視機関みたいなことで始めたために、これもすぐうまくいかないで駄目になつてしまつたということはあります。

分からぬのは、グラス・スティーガル法を、これやれと言わなかつたことなんですが、これは

皆さんどうにも分からぬといふ説が多いらしい。  
なぜかといえば、やっぱりあれだけ、占領軍にしても、日本にやつてきて、あるところからは日本の産業復興をやつてやらなきやいかぬということになったときに、まあ使えるところを使って取りあえずの仕事をやらなきやいかぬということになつたんでしょう。日本人の貯蓄好きなところとか、あるいはそのお金の流れというのが銀行中心で流れているということで大目に見たんでようかね、それを強制するということはしなかつた。  
結局、割に、日本側では、一九三〇年代に起つて、そしてやがてはグローバルスタンダードと言われるようになるような仕組みというものについての理解がないというものが日本側の事情であり、そして向こうからいえば、とにかく我々とは違うけれども、大変な高成長もやつてゐるし、まあしようがないというところで不徹底に終わつたということはたしかだと思うんです。  
ところが、これに比べて徹底した面がある。それは政治と経済と分けてみると、政治の面では物すごく徹底して、これでいけといつても、もう条文全部変えた、憲法を押し付けたということがあります。これは全く徹底してやつたわけですね。  
本来から言えば、ナショナルセキュリティといふものと経済でのセキュリティといふものは一体化してなければいけないものなんですが、とにかくおれたちが守つてやるから、もうそちの方は忘れて一生懸命経済で働けといふようなことを言われたと思って、非常に日本人は幸福に感じて、せつせとやって、復興をやって、それから驚異の高成長をやってというような話、成功物語が繰り広げられたというのがそのときの流れだと思いますね。  
そのうちに冷戦が終わつた。冷戦が終わつたところで、アメリカの人たち、一般国民などは平和の配当をよこせというようなことを言いました。おれたちばかりが苦労して、みんな一体、ほかのやつら少しは分担しろというような話になつて思ひますね。

そのときに今度は言葉だけでなしに、グローバルスタンダードという形を持って日本にまた経済の変革の波というのが襲ってきたということだろうと思うんです。

当時私は、あれ読んでいただけたでしようか、私は、これ橋本内閣のときですが、大きな銀行のトップとそれから主要取引先という名立たる会社の指導者が集まって、四、五十人のサロンというのをやっていたんですね。そこで呼ばれて話をしてくれと、行政改革の話はどうかねというような話で行つたんですね。実は、いい加減なメモを作つて行政改革の話しようと思つたんですけど、これは、行つてみたら大変に立派なソファーに皆さん座つて、何でいうんでしょうね、もう安樂、安逸な顔している。これは大丈夫かと思ったんで、その行政改革の話はやめまして、あなた方に言いたいことがあるということを言つた。

冷戦中は敵の敵は味方ということで、日本のいろんな振る舞いについて大目に見てもらつたところがたくさんある。したがつて、何が起こらなかつたというところを反省してもらわないとこれから先危ないよという話をした。つまり、どういうことかというと、今までのよう軍事はただ乗りで、押し付けた方が悪いといえば悪いんですが、それでもずっとほつといたのはこっちですから、そっちの方はもう全くただ乗りして、そしていつところまで、いいところだけつま上げて、當時、その前、バブルに差し掛かるようなときの大変な日本の膨脹、経済の見掛けの膨脹を利用しながらエクイティーファイナンスか何かで大変安い金を使つてわざと世界に伸びていった。あんなけしからぬことはあるかということがあつたんですね。一体これはどういうことかという空気が出ているところに、例の大和銀行の変な話が出て、銀行というものは、日本の銀行というのはどうもみんなおかしいんじゃないかという話になつた。そして、したがつて、何か信用組合が何かが二つか三つはじけたところでジャバン・プレミアムがどんどんかぶってきたというような妙なことが起つて

きた。  
そして、ですから、もう一度、今まで勉強なさ

らなかつた資本主義というものの根本についても  
一度勉強してもらいたいと私は言つたんです。

実に機嫌の悪い顔をされまして、みんな偉い人た  
ちだと思つておられたんでしようが、しかし  
ちよつとたつてみたら分かつたことは、あのとき  
F坦か何かで出世した人が多かつたね。ですから、  
私は余り尊敬しないことにしてるんですけど、いわ  
ゆる偉い人を。

経済というものを一体どう考へてゐるか、そし  
てそれに対する最低の仕掛けを作ることにどれだけ  
アメリカが苦心をしてきて、その結果として出  
てきた競争力、力、それを基底にした軍事力、全  
体をもつて臨んできているときに、このままじゃ  
どうにもならぬという気がした。

いろんなことを考へましたけれども、誠に申し  
訳ない、今日は少し、たゞやべらせていただき  
ますので、聞いていてください。  
アメリカの最近の力というものは何か。軍事力  
は圧倒的であるということがありますね。それから、  
経済力もそれなりにとにかく強い。相対的に  
は何のかんのと言われますが、強いですね。何よ  
りも強いのは、世界のアジェンダを決めていくと  
いう力がある。気に食わなくとも、しようがない、  
もうアメリカの大統領の言うことは聞くかという  
ようなことで、ずっと通用してきました。

アメリカと日本の間の経済摩擦なるものも大分  
起つてきて、いろいろな、こつちからも文句を  
言つたり、あるいは言い逃れをしたりといふよう  
なことはありましたけれども、とにかく力の強い  
やつが、やつと言つちや失礼ですが、そういう気  
分でいえば、力の強いやつがおれは勝つまで勝負  
を下りないよと言つたら、そつちが勝つんですね。  
これは、そういう意味では、今のイラクの話なん  
かも似たようなところはあります。

それに対抗して、そこから逃れようと思つたら  
二つしか道がない。一つは、それに対抗する別の

システムを作つて戦いを挑むということである。

しかし、これは大変なことで、しばらくは無理で  
しようね。ですから、そうなつたら、今度は彼ら  
の作ったコンセプト、そしてそれから出てきた  
ルールというものの中に入り込んで、そしてその  
中のアジェンダセッティングの力を養うといふ  
ことしか考えられないと私は思うんです。

ところが、残念なことに、今やつてゐることは  
非常にばらばらの話であつて、総力戦にどうも  
なつていません。これは、日本には元からそ  
ういうDNAがあるんぢやないかと思うん  
ですが、追い詰められ追い詰められて、せんだつ  
ての太平洋戦争と言うのが大東亜戦争と言うの  
か、何か我々やむを得ずやつたということになつ  
てますでしょ。皇國の興廢この一戦にありと  
いつて始めたんですね。

ところが、その最初に戦端を開いた真珠湾攻撃  
のやり方、これは誠に今考えてみると不思議なこ  
とでありますて、實に見事にやつた。見事にやつ  
たけれども、成功したのは、あそこにいた軍艦を  
練り上げた技術で沈めたということだけなんです  
ね。燃料庫も壊していい、ホノルルのあの近い  
町でも停電も起こしていい。ですから、大体ど  
んな立派なキヤデラックを持ってきて何もにして  
も、ガソリンがなきや走らないんですから、けれ  
どもガソリンさえあれば、ちょっと出掛けてい  
ても帰つてしまえば走る。それを許してしまつて  
る。こんな不思議な話はない。

これは戦国時代に侍大將の首にしか興味がな  
い、雑兵の首は問題にしないで、名のりを上げて  
やつた伝統が生きているのかもしれないけれど  
も、皇國の興廢、興廢という言葉を使ひながら、  
一体あのときの軍人はやるだけのことをやつたの  
か。いい悪いは別にして、そのつもりでやつたら、  
ヨーロッパ辺りではナチスの軍隊なんというのは  
よそのダムを破壊して、そこらじゅうおかしくし  
たりというようなことをやつた。それに比べて、  
まあ何と優しい軍隊かということを今にして考え  
ますね。急がば回れ。

私は不思議でしようがなかつたんで、アメリカ  
の軍人に聞いたことがある。いや、あれは助かつ  
たと、あれ、もしも全部ぱつざりつぶされてい  
て、そして日本の潜水艦がハワイの東側にうろう  
ろされていたら、あそこはもうしばらく、半年ぐ  
らいは使い物にならなかつただろうと言つた  
ね。

つまり、そういう細かい技術は大変にうまくや  
るんです。だけれども、総合的に言えば、一体ど  
ういうことを考えたのか。追い詰められてやつた  
というならあればだし、その追い詰められてやつて、  
じや、戦争を起こしておいて、勝つたら一体どう  
するつもりだったのかということは最後まで分か  
らなかつた。というような癖が残つてゐるから、  
この話も、要するに銀行に証券の取扱いをさせる  
させないという、そう言つちや悪いけれども、つ  
まんな話なんですね。そう考えると、つまんな  
い話が多過ぎるんですね。

それと似たようなことは、それこそいわゆる安  
全保障の面でも起つてゐる。今の憲法だとでき  
ないことがたくさんある。どうしようか。周辺のための特  
別措置法を作つちゃうわけだ。それから、あつち  
の方まで出さなきやいけないというとまた特措法  
を作り、イラクにやつぱり付き合うかと。私はイ  
ラクに付き合つてといふのは悪いことだとは思ひ  
ませんけれども、しかし今法律じやできない、  
イラクの特措法を作らうかと。今度、国連で何か  
決議ができたら多国籍軍に参加するかどうか、こ  
れも特措法でやらなきやしようがねえなといふよ  
うな話ばかりやつてゐる。

これを経済でやつてゐるという面が非常にある  
ということを私は心配する。だから、そのためには  
も、さつき言つたようなことで、日本がアジェン  
ダセッティングに本当に加われるということにな  
るためにも、日本の金の流れというものを全部一  
回洗つてみて、そこから始めた方が本当は早いん  
ですね。急がば回れ。

そこを四年前に私言つたことがあるが、余り聞

かなくともいいよということなんでしょうね。  
ほつておいて、どなたも考へた形跡もないとい  
うのはやつぱり国としておかしいんじゃないかと私  
は思うわけです。

しかし一方、非常に現実的に言えば、いろいろ  
なことをやらなければ五ヶ月先に変なことが起  
る、五年先におかしなつちやうとかいう緊急度  
がある場合には何かやらなきやいかぬと、取りあ  
えずのことは。ところが、取りあえずのことを百  
年もちますとかなんとかというような話をしな  
きやいいのに、そういうことをするものだから話  
のつじつまが合わなくなるんですね。

全部洗い直せば、大体年金の話だつてやらな  
きやいけない。年金はどうやって集まつてきてい  
るのか、その保険料が。そして、それはどういう  
ふうに使われてゐるのか。これから郵局、どう使つて  
いいのか悪いのか。それから郵便、どう使つて  
いいのか悪いのか。それから年金の話だつた  
こと。それで、日本の中での金融機関という  
ことを名乗つてゐる総連系の銀行が妙な送金を  
やつてゐる。これも洗わなきや日本のことは分か  
らない。それ一回やろうじゃないのというのが私  
の趣旨だつたわけですが、もう一度だけここで  
言つておきたいとおもいます。

私は、今度、七月の選挙には出ませんので、  
ちょっとまとまつたことを言える機会の最後だと  
思ひますので言つておきます。

しかし、緊急の場合には、私はとにかくやれる  
ことを、今の責任を持つてゐる政府・与党なりな  
んなりがどんどんとにかくやるということ、そし  
て失敗したらすぐに転換するということを前提で  
すが、何もしないよりもやつた方がいいと思うん  
です。

ですから、大体のことはみんな賛成するつもり  
だつたんですが、今日採決しようということにつ  
いても、何かお答えを聞いていても証分かんない  
というようなことになると非常に心細いですね。  
しかし、それはどうしてかといつたら、結局、日  
本の中の経済の流れというものを皆さんのが職掌に

ありながら把握していないことから私は出てきて  
いるんだと私は思つております。

これだけのことを申し上げて、御感想あれば伺  
いたい。

○國務大臣(竹中平蔵君) 椎名先生から本当に久  
しぶりに大変重いまたお話をいたいたいと思って  
おります。

要は、対症療法の積み重ねではできる」とい  
うのは限られているんだと、正に今この時点で日  
本のビッグピクチャードをしっかりと持たないとい  
けないと、それは歴史の教訓でもあるだらうとい  
う御指摘であつたと思います。

その意味で、冒頭にお話しされたペコラ委員会、  
これは一九三二年にあの異常な事態の中で事態を  
総括しようということで上院がやられたことだと  
思います。これは、同じような組織ということで  
ありましたら、これは国会でお決めいただくこと  
でありますので私がどうこう申し上げることでは  
ございませんが、我々、日々の行政に追われてい  
る中で、なかなか立ち止まって大きなビッグピク  
チャードを描くということは難しい立場ではござい  
ますが、今の先生の御指摘を踏まえまして、そう  
いう陥路に陥らないように努力を重ねていきたい  
と思います。

○委員長(円より子君) この際、委員の異動につ  
いて御報告申し上げます。

本日、田村耕太郎さんが委員を辞任され、その  
補欠として福島啓史郎さんが選任されました。

○委員長(円より子君) 他に御発言もないようで  
すから、両案に対する質疑は終局したものと認め  
ます。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願  
います。

○大門実紀史君 両法案に反対の討論を行いま  
す。

まず、証券取引法改正案についてであります。

本改正案によつて更に銀行業務と証券業務が一  
体化いたします。本改正によつて、投資者保護の  
仕組みが不十分なまま、多くの預金者、国民が証

券投資に誘導されるおそれがあります。また、銀

行が貸出し先の企業に証券発行を勧め、その資金

で債権回収を図るなど利益相反を引き起こすこと

や、個人の信用情報を利用して預金者に株式を勧

誘するなど、様々な弊害が予想されるものです。

次に、社債等振替法の一部改正案についてであ

ります。

株式のペーパーレス、証券投資、証券決済のI  
T化は、巨額のシステム開発費を要することにな  
ります。これは、中小証券会社の整理、淘汰を急

速に促進し、大手証券会社を中心の業界再編につな

がるもので、証券業界が大手に寡占化されるこ

とは、過去の歴史から見ても、投資者保護、

業界の健全な発展にとって弊害であると考えま  
す。

以上、二法案の反対理由といたします。

○委員長(円より子君) 他に御意見もないようで

すから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。  
まず、証券取引法等の一部を改正する法律案に  
ついて採決を行います。  
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、株式等の取引に係る決済の合理化を図る  
ための社債等の振替に関する法律案等の一部を改正  
する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

この際、大塚さんから発言を求めるべ  
りますので、これを許します。大塚耕平さん。

○大塚耕平君 私は、ただいま可決されました証  
券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の振  
替に係る決済の合理化を図るための社債等の振  
替に関する法律等の一部を改正する法律案に対  
し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び  
無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提  
出いたします。

案文を朗読いたします。  
証券取引法等の一部を改正する法律案及  
び株式等の取引に係る決済の合理化を図  
るための社債等の振替に関する法律等の  
一部を改正する法律案に対する附帯決議  
案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき  
である。

一 銀行等による証券仲介業務の解禁にあたつ  
ては、証券取引等の公正性を確保し、投資家  
保護等を期するため、利益相反や優越的地位  
の濫用等の弊害を防止するための措置を十分  
に講ずること。

一 新たな投資サービスの登場に伴い、投資家  
保護の充実の必要性が一段と高まつてゐること  
を踏まえ、証券取引法の投資サービス法へ  
の改組の可能性も含め、投資家保護法制の整  
備について引き続き検討すること。

一 金融・資本市場における公正な取引を確保  
する観点から、米国証券取引委員会(SE  
C)を含む諸外国の事例等も参考に、引き続  
き市場監視機能の強化等について検討するこ  
と。また、市場監視体制全体としての効率性  
を確保するよう、行政及び自主規制機関等の  
検査等の在り方についても検討を行うこと。

○委員長(円より子君) 金融機能の強化のための  
特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を  
改正する法律案の両案を一括して議題といたしま  
す。

○委員長(円より子君) ただいま議題となりま  
す。

内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりま  
した金融機能の強化のための特別措置に関する法  
律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につ  
きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し  
上げます。

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よつて、  
本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと  
決定いたしました。

一 株式等の振替制度への移行にあたつては、  
中小証券会社等に与える負担に配慮し、振替  
制度に係るコストの低減が図られるよう努め  
ること。

○委員長(円より子君) 多数と認めます。よつて、  
本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと  
決定いたしました。

この際、大塚さんから発言を求めるべ  
りますので、これを許します。大塚耕平さん。

右決議する。  
以上でござります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま  
す。

○委員長(円より子君) ただいま大塚さんから提  
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行  
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(円より子君) 全会一致と認めます。

よつて、大塚さん提出の附帯決議案は全会一致を  
もつて本委員会の決議とするに決定いたしま  
した。

ただいまの決議に対し、竹中内閣府特命担当大  
臣から発言を求めておりますので、この際、  
これを許します。竹中内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) ただいま御決議のあり  
ました事項につきましては、政府といたしまして  
も御趣旨を踏まえまして十分検討いたしたいと存  
じます。

ただいまの決議に対し、竹中内閣府特命担当大  
臣から発言を求めておりますので、この際、  
これを許します。竹中内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(竹中平蔵君) ただいま御決議のあり  
ました事項につきましては、政府といたしまして  
も御趣旨を踏まえまして十分検討いたしたいと存  
じます。

○委員長(円より子君) なお、両案の審査報告書  
の作成につきましては、これを委員長に御一任願  
いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(円より子君) いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(円より子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
う決定いたしました。

○委員長(円より子君) 金融機能の強化のための  
特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を  
改正する法律案の両案を一括して議題といたしま  
す。

○委員長(円より子君) ただいま議題となりま  
した金融機能の強化のための特別措置に関する法  
律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につ  
きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し  
上げます。

一九

る法律案につきまして御説明申し上げます。

現下の経済情勢の下、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関等においては、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となつております。

こうした状況に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もつて信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申します。

第一に、金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成二十年三月末までの間、預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすることができる

こととしております。また、金融機関等を子会社とする銀行持ち株会社等も、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引受けに係る申込みをすることができるとしております。

第二に、金融機関等は、株式等の引受け等に係る申込みに際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないことをとしておりまます。その際、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項も記載することとしております。

第三に、主務大臣は、経営強化計画の実施により収益性等の経営の改善の目標が達成されると見込まれること、経営強化計画に記載された方策の実施により地域における金融の円滑化が見込まれ

ることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること等の要件に加え、合併等

第四に、株式等の引受け等の決定に従い金融機関等が発行する議決権制限株式の発行の特例等商法等の規定の特例、経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置、経営強化計画の実施期間が終了した後の措置、株式等の引受け等が行われた金融機関等が行う株式交換及び合併等について所要の規定を設けることとしております。

第五に、協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託する場合において、平成二十年三月末までに協同組織中央金融機関から信託受益権等の買取りの申込を受けたときには、所要の要件を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て預金保険機構の委託を受けた協定銀行が信託受益権等の買取りを行うことができる」とすることとしております。

第六に、預金保険法第一百二条第一号措置による観点から、預金保険法第一百二条第一号措置による特別措置（第二十五条～第三十四条）

第七章 預金保険機構の業務の特例等（第三十一条～第四十七条）

第八章 金融機能強化審査会（第四十八条～第五十三条）

第五章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置（第二十五条～第三十四条）

第六章 預金保険機構の業務の特例等（第三十一条～第四十七条）

第七章 金融機能強化審査会（第四十八条～第五十三条）

第八章 罰則（第五十八条～第六十条）

附則 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もつて信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第

一一条第一項に規定する銀行（第五項において

し上げます。

第一に、預金保険法第一百二条第一号措置について、当該措置の必要性の認定を受けた金融機関を子会社とする銀行持ち株会社等に対する資本増強を可能とし、その際、銀行持ち株会社等は自らが受けた資本増強と同額以上の資本増強を子会社である当該金融機関に対して行わなければならぬこととすること等所要の措置を講ずることとしております。

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する法律案

第三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四章 金融機関等に対する資本の増強に関する法律案

第五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第二十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第三十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第四十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第五十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第六十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第七十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第八十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第九十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百二十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十一章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十二章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十三章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十四章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十五章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十六章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十七章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十八章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百三十九章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーーーーーーー章 金融機関等による協同組織金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

第一百四十ーーーーーーーーーーーーー章



## 四

責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

## 五

経営強化計画の終期において第二号に掲げる目標が達成されない場合における経営責任（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営管理責任を含む。）の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

六 当該金融機関等又は対象子会社が基準適合二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定による基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等又は銀行持株会社等をいう。以下同じ。）でないときは、次条第一項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項（主務省令で定める基準に適合するものに限る。）

七 信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

八 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

九 銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けたとき、金融機能強化審査会の意見を聽かなければならない。

十 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聽かなければならない。

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経

## 要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された前条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

七 経営強化計画を提出した金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が第三条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし当該経営強化

## 計画の実施のために必要な範囲であること。

九 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受け等が受けた当該銀行持株会社等がその対象子会社に對して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が受けた当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換が可能とされるものである場合にその請求により発行された他の種類の株式である株式等）又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

十一 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。

前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であって、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項

## の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象子会社に對して株式等の引受け等を行わなければならない。

4 主務大臣は、一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会（第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる金融機関等をいう。第三十八条第二項において同じ。）について第一項の規定による決定をして同様とするときは、当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならない。

6 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

5. (経営強化計画の公表)

第六条 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等の業務の遂行に不当な不

利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(議決権制限株式の発行の特例)

第七条 商法第二百二十二条第五項及び第六項の規定の適用については、金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する議決権制限等株式は、ないものとみなす。

2 金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い議決権制限等株式を発行する場合には、当該議決権制限等株式を発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

3 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十二条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百五号)第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であること」を証する書面」とする。

(優先出資の発行の特例)

第八条 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

(経営強化計画の変更)

第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は、第四条第一項の規定により提出した経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後の

もの又は第十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第十一条までにおいて單に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済活性化のために適切なものであること。

四 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施される見込まれること。

五 予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は対象子会社の組織再編成その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

3 第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画に定めにより提出を受けた変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。

(経営強化計画の履行を確保するための監督上

の措置等)

第十一条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の受けを行つた銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に対し、報告を行わなければならぬ。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該株式等が株式である場合にあっては当該優先出資の株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む)、同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該株式等が株式である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む)、同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けたものの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 第六条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第十二条 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合に

は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されることと見込まれること。

3 主務大臣は、第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

4 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

5 第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規

定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、それぞれ準用する。

（株式交換等の認可）

第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が完全子会社をいう。以下同じ。）となるものに限る。又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行うおうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 総務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等のある株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

第九条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は	該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く。のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
第十条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は	全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
第十三条第三項	第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した金融機関等は（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）	一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社ににおける責任ある経営管理体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
第十四条第一項	第十四条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は	二 総務大臣が前項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けたもの又はこの項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第七項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する同条第三項の規定による承認を受けたものをい。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当

<p>（合併等の認可）</p> <p><b>第十四条</b> 第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等（第三項の規定による承認を受けた次項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権による発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）に係る営業若しくは事業（以下この項において「経営強化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。</p> <p>二 合併等により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の強化が阻害されないことをする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前条第一項</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">前条第三項</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">象子会社と</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等</td></tr> </tbody> </table>	前条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等	前条第三項	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	象子会社と	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	<p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p> <p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p> <p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p> <p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p>	<p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p> <p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p> <p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p> <p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等</p>
前条第一項	第五条第一項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等														
前条第三項	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等														
象子会社と	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は銀行持株会社等														

当該株式等の引受け等を行つた金融機関等  
又は銀行持株会社等

当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協

三 経営強化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつ

商取引の場合は、三種方目に必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、割り引き権を行使する。

てする消却、償還若しくは返済を受けること  
が困難になると認められる場合でないこと。  
五 二十九条の三の二

ことができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利行使するよう要請することができる。

五 その他政令で定める要件  
3 対象金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併

7 権利を行使するよう要請することができる。  
前各項の規定は、第五条第一項の規定による  
決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式

等に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第五号まで及び第

の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金

七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出し

融機関等（第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等を含む）であつて当該金融機関等が行う株式交換告げは米式多伝により付與金

<sup>4</sup> 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当

が行なわれる式を採用し、機械式和車いすに文豪会  
融機関等でなくなつたもの（承継子会社）（この  
項において準用する第二項第一号に規定する他  
の会員機関等）である。以下、二つまゝこれら二項

同一規制による申請をする。  
ものとする。

の金融機関等をいふ。以下この条において同じ。」を含む。以下この条において「対象子会社等」という。(うち、経営強化計画(第四条第

二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

一項 前条第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したもの、第九条第一項（前条第四項（第十二

三 目標が達成されると見込まれること。  
七号に掲げる方策の実施により当該地域にお

項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施される  
ける金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化ために適切なものであること。

条第一項（前条第四項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項の規定において準用する場合を含む。）の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による

と見込まれること。  
主務大臣は、第三項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等に対し、当該提出を受けた経

承認を受けたものをいう。)を実施しているものについて準用する。(この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

## 第一項 合併、会社の分割

## 協定銀行が当該経営強化計画に係る第



第十二条第一項	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの又は第十四条第十一項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けたもの又は第十四条第十一項に
第十二条第二項	当該金融機関等又は対象子会社	当該金融機関等又は対象子会社	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの
第十二条第三項	当該対象子会社等	当該対象子会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの
第十二条第四項	当該経営強化計画を提出した金融機関等は	当該経営強化計画を提出した金融機関等は	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの

前条第四項				
経営強化計画を提出した金融機関等は	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの

経営強化計画を提出した金融機関等(一) 経営強化計画を提出した対象子会社等

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等(一) に対する資本の増強に関する特別措置

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、営業の全部を承継させる会社の分割、会社の分割による営業の全部の承継又は営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。)である場合にあっては、当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び第一百一条第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行なうかどうかの決定を求めなければならない。

<p>3 前二項に規定する「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>一 金融機関等が金融組織再編成(特定組織再編成、株式移転及び営業の一部を承継させる新設分割を除く。)を行う場合 当該金融機関等が金融機関等が金融組織再編成を行なう場合</p> <p>二 金融機関等が特定組織再編成を行なう場合 当該金融機関等が営業を行なう場合</p> <p>三 金融機関等が株式交換を行なう場合 当該株式交換により当該金融機関等の完全親会社となる銀行持株会社等</p>
--

<p>四 金融機関等が営業を行なう場合 当該金融機関等が営業を行なう場合</p> <p>五 金融機関等が営業を行なう場合 当該金融機関等が営業を行なう場合</p>
---

<p>六 金融機関等が営業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等と連名で提出するものに限る。</p> <p>七 金融機関等が営業の全部を承継させる場合 当該金融機関等が営業の全部を承継させる場合</p> <p>八 金融機関等が営業の全部を承継させる場合 又は譲受けを行う場合 営業又は事業の全部を譲り受ける金融機関等</p> <p>九 金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により完全親会社となる銀行持株会社等</p>
--



成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けた当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対しても行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該

対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された優先出資を含む。第十九条第三項において同じ。)又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等により適切に資産の査定がされていること。  
前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合には、当該株式の引受けは、議決権制限等株式(議決権を

行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる商法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式(主務省令で定めるものに限る。)であつて、利益の分配及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下この条及び第十九条第五項において同じ。)の引受けによるものとする。ただし、第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等若しくはその対象組織再編成子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

三 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受け等を行わなければならない。

四 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十九号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。)第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。)に係る組織再編成促進特別措置法第三条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第四十二条の規定(これら

金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十二条第一項に規定する金融機能強化法)という。)第二条第一項に規定する金融機関等(以下この項

第十一条第一項		金融機関等(以下この項)	
第十二条第一項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十二条第一項に規定する金融機能強化法)とある。)第二条第一項に規定する金融機関等(以下この項
第十二条第一項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第十二条第六項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十二条第六項及び第十三条第一項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第十三条第六項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十三条第四項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第十三条第六項及び第十三条第一項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第四十二条第一項及び第五項	第七条	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定による決定に係る経営強化計画
第五	主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、当該金融組織再編成の後においては、当該新たに設立された金融機関等が提出したものとのみにして、この法律を適用する。	該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。	該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
6	主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、当該金融組織再編成の後においては、当該新たに設立された金融機関等が提出したものとのみにして、この法律を適用する。	該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。	該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
7	主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当該	該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。	該金融組織再編成により完全親会社となつた銀行持株会社等(当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。)は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が営業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該新たに設立された金融機関等に営業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならぬ。

第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百二十九号）第二十四条第二項の規定に基づき同法第一条第一項に規定する特定農水産業協同組合等（同条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会を除く。以下この号において「特定農水産業協同組合等」という。）から同条第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受けの場合（第十六条第一項及び第二項において「農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から事業

中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成（農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けた場合に限る。）の当事者である農業協同組合連合会」とする。

3 漁業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに漁業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二（第二項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一條第一項第三号及び第四号の事業（これらのこと

第一百条第三項において準用する同法第五十四条の二第一項の規定に基づき漁業協同組合から同法第十一項第一項第三号及び第四号の事業（これらに事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けける場合並びに同法第一百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けける場合（第十六条第一項及び第二項において「水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水

を発行する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第六項中「第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは、「第十五条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等」と、第六条中「その子会社等を含む。以下この条において同じ。」とあるのは、「当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。」又は「その子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは、「当該金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする。  
(農林中央金庫等に係る金融組織再編成の特例)  
第十八条 農林中央金庫が行う金融組織再編成に係る第一条第六項並びに第十六条第一項及び

農業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項及び第十六条第一項及び第六号中「に限る。」とあるのは「並びに農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十三条第一項第二号及び第三号の事業（これらのこと業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業の全部又は一部を譲り受けける場合（第十六条第一項及び第二項において「農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受けける場合」という。）に限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、農業協同組合連合会が農業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該農業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項

同組合から事業を譲り受けた場合」といふ)は限る。」と、第十六条第一項中「金融機関等を除く。」とあるのは「金融機関等を除き、漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては当該漁業協同組合連合会を除く。」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等」とあるのは「次に掲げる金融機関等又は金融組織再編成(漁業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。)の当事者である漁業協同組合連合会」とする。

4 水産加工業協同組合連合会が行う金融組織再編成に関する第二条第六項並びに第十六条第一項及び第二項の規定の適用については、第二条第六項第六号中「に限る。」とあるのは「並びに水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法

(金融組織再編成に係る経営強化計画の変更)  
第十九条 主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は、当該経営強化計画（この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第二十一条までにおいて単に「経営強化計画」といふ。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするとき協同組合連合会」とする。

は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 前項の規定による経営強化計画の変更が第六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該計画提出金融機関等は、機構を通じて、変更後の経営強化計画の承認を求めなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、第一号から第三号まで、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（2）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号口からホまで、第五号口並びに第六号ロ及び二（1）に掲げる要件を除く。）のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ホ又はヘに掲げる事項の変更に係るものであるときは、第一号から第九号までに掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定による承認を行うことができる。

一 変更後の経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合すること。

二 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されること。

四 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等（第十九

七条第七項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画（第十六条第一項に規定する経営強化計画に係るものに限る。）を提出した金融機関等を含む。以下この章において同じ。）であつて、当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十一条第一項若しくは第二項の申込みをしたもの又は第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画に記載された第十六条第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画提出金融機関等を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合に限る。又は当該計画提出金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該計画提出金融機関等の存続又は金融組織再編成が

当該計画提出金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

六 変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成（主務省令で定めるものに限る。）でないときは、当該変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置として政令で定めるものが講じられていること。

七 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該変更後の経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ト 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みに照らし変更後の経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

五 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該計画提出金融機関等及び当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十五条第一項又は第二項の申込みをしなかつたものであり、かつ、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものでないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が其準適合金融機関等であること。

ハ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等であること。

ハ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

二 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2) 当該申込みに係る株式の引受けを受けた当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株

式の引受けの額を下回らないものであ  
る。

りから、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実

の見込みに照らし変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を留めること。

七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする

八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出  
金融機関等により適切に資産の査定がされて  
あると認められる場合として政令で定める  
場合でないこと。

## 第十条第一項 金融機関等（以下この項

金融機能の強化のための特別措置に関する法律  
（平成十六年法律第  
化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関  
等（以下この項）

金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

金融機能強化法第六条

金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

を受けた変更後の経営強化計画  
金融機能強化法第十九条第五項において準用する

## 金融機能強化法第六条

を受けた変更後の経営強化計画

(金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

مکاری

九 予見し難い経済情勢の変化その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない

事情があること。  
主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受け二十四時間以内に

第五条第四項及び第六項の規定は第三項ただし書の場合における第一項の規定による承認について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又はこの項において準用する第十七条第六項若しくは第七項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該承認に従い組織再編成金融

機関等が優先出資を発行する場合について、第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は第一項の規定による承認に係る変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十二条第一項及び第五項	第七条
認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条 金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

				第五条第六項
				第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等
（金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等）				第十三条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等
第六条				第十五条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等
				金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）
				金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）
				計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
				計画提出金融機関等又はその子会社等の
第十七条第六項	前条第二項の規定により提出した経営強化計画	当該金融機関等の		第十七条第七項
第十七条第六項	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の		第二十条 計画提出金融機関等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）は、そ
		前条第二項の規定により提出した経営強化計画（第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）		
		前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画（第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）		

協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより施行が協定の定めにより引き受けた株式等（当該株式等が株式等が組織再編成銀行持株会社等に係る取得の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合には当該優先出資について分割された優先出資（を含む。）同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等を引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式による分割又は併合された株式を含む。）その他の政令で定める株式等をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

びその子会社等を含む。以下の条において同じ。)」とあるのは、「計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ)又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは、「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする。

第二十一条 主席大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)に対し、当該経営強化計画の履行状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第二十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

第二十二条 基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。)は、その実施している経営強化計画(第十六条第一項若しくは第十七条第七項(第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したもの、第十九条第一項の規定による承

認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第十六条第一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びニに掲げる事項(当該経営強化計画に同号ロに掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該事項を含む)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第十六条第一項第一号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第十六条第一項第五号ニに掲げる方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

施している経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営計画の期間（三年を超えないものに限る。）

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 前号の見通しを達成するための方策

四 責任ある経営体制（経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に關する事項として主務省令で定めるもの

五 その他主務省令で定める事項

4 第六条の規定は主務大臣が第一項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十二条第三項及び第四項並びに第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、前二条の規定は前項の規定により提出された経営計画について、それぞれ準用する。この場合において、第六条中「金融機関等」（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計

画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは、「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と、第十二

第三項中「金融機関等又は対象子会社(当該

経営強化計画を当該対象子会社と」とあるのは、「計画提出金融機関等(当該経営強化計画を」と、

同条第四項中「第一項」とあるのは、「第二十一

条第一項」と読み替えるものとする。

(組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等)

第二十三条 第十七条第一項の規定による決定を

受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引

受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織

再編成銀行持株会社等(この項の規定による認

可を受けた場合における次項第一号に規定する

会社を含む)であつて、協定銀行が現に保有す

る取得株式等である株式の発行者であるもの

(以下この条及び次条において「発行組織再編

成金融機関等」という。)は、株式交換(当該發

行組織再編成金融機関等が完全子会社となるも

のに限る。)又は株式移転(以下この条において

「株式交換等」という。)を行おうとするときは、

主務省令で定めるところにより、あらかじめ、

主務大臣の認可を受けなければならない。

2

主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該當

する場合に限り、前項の規定による認可をする

ものとする。

二 株式交換等により協定銀行が割当を受け

る取得株式等となる株式の種類が当該株式交

換等の前において協定銀行が保有する取得株

式等である株式の種類と同一のものと認めら

れ、かつ、当該株式交換等の後において協定

銀行が保有する取得株式等である株式に係る

議決権が前号に規定する会社の総株主の議決

権に占める割合が、当該株式交換等の前にお

いて協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行組織再編成金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、

当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等(次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む)。次項において同じ。)であつて、経営強化計画(第十六条第二項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項(これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む)の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの)を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営計画に記載された事項(当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く)のほか、当

強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する同項第一号に掲げる目標が達成されない場合における前号に規定する会社の経営管理責任の明確化に関する事項(主務省令で定める基準に適合するものに限る。)

三 その他主務省令で定める事項

発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、

当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む)の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの)を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、当該経営計画に記載された事項(当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く)のほか、当

該会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第六条の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの)を実施しているものは、当該経営計画又は当該経営計画(この項において準用する前条第三項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む)の規定による承認を受けたもの)を含む。以下の項において同じ。)について、前三条の規定は当該経営強化計画又は当該経営計画(この項において準用する前条第三項の規定により提出されたものを含む)について、それぞれ準用される。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

項	第十九条第二	第六条
	第十九条第一	金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)
		当該金融機関等
一	株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となる会社と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項(当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制及び経営管理責任に係る部分を除く)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を連名で提出しなければならない。	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)は
二	旧経営強化計画に第十六条第一項第五号口に掲げる事項が記載されているときは、経営	主務大臣が第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む)の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)は
一	株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの	主務大臣が第十九条第一項の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等又はその子会社等の
二	旧経営強化計画に第十六条第一項第五号口に掲げる事項が記載されているときは、経営	主務大臣が第十九条第一項の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等又はその子会社等は

前条第一項	協定銀行が当該計画提出金融機関等 に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合については、第四号口からホまで、第五号口並びに第六号口及び二(1)に掲げる要件を除く。）
第二十条第一項	八　変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。
第二十三条第一項	八　変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

前条第三項	協定銀行が当該計画提出金融機関等 に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等は
第二十四条 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。）であって協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象組織再編成金融機関等」という。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。	（組織再編成金融機関等の合併等の認可等） 六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項（第二十一条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業若しくは事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されたものを含む。以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。
第二十三条第三項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ニに掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した計画提出金融機関等（当該協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画を記載したものを除く。）は	融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項（第二十一条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業若しくは事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されたものを含む。以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。
第二十三条第三項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ニに掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した計画提出金融機関等（当該協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画を記載したものを除く。）は	融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項（第二十一条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第二十二条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものをいう。）に係る事業若しくは事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されたものを含む。以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。

(承継組織再編成金融機関等を含む。)の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

- 3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合には、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項(当該経営強化計画に同号口に掲げる事項が記載されている場合にあっては当該事項を、同号ニに掲げる方策が記載されている場合にあっては当該方策を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。
- 4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。
- 一 経営強化計画に記載された第十六条第一項に適合するものであること。
- 二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
- 三 経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該経営強化計画の実施により当該承継組織再編成金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

五 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されることが見込まれること。

六 第二項第一号に規定する経営計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合には、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第二十一条第三項第一号から第四号までに掲げる事項その他の主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

- 6 前各項の規定は、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成銀行持株会社等の対象組織再編成子会社又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等(承継組織再編成金融機関等を含む。)であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなつたもの(この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等(以下この条において「承継組織再編成子会社」という。)を含む。以下この条において「対象組織再編成子会社等」という。)のうち、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けて変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたもの)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)若しくは経営計画(第十二条において準用する場合を含む。)若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けること。

受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(前第五項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定若しくはこの項において準用する前項の規定又は第十項の規定による第三項の規定による承認を受けたものを行ふこと。又は経営計画(第二十二条第三項(前第五項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する

条第五項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定若しくはこの項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものを行ふこと。又は経営計画(第二十二条第三項(前第五項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する

場合を含む。)の規定、前条第四項(第十二項において準用する場合を含む。)の規定、この項において準用する前項の規定又は第十項の規定により提出したもの(以下この条において「次の表にについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。)

第一項  
合併等  
第二項  
協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けて変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)若しくは経営計画(第十二条において準用する場合を含む。)若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けること。

協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けて変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。)若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)若しくは経営計画(第十二条において準用する場合を含む。)若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十二項において準用する場合を含む。)、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けること。

る他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀

11 ているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

第六条の規定は主務大臣が第三項（第六項に従って準用する場合を含む。以下この項においては、

責任は保る部分を除く)のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 当該他の銀行・持株会社等における責任ある

二 経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

一経営強化計画に第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十号と記載する項目が記載されているときは、経営に掲げる事項が記載されているときは、経営強化計画の終期において当該経営強化計画に記載する同項第二号に掲げる目標が達成され

三 その他上級省令で定める事項  
ない場合における当該他の銀行持株会社等の  
経営管理責任の明確化に関する事項（主務省  
令で定める基準に適合するものに限る。）

三 その他三種令で定める事項  
10 組合再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株

会社等が第七項の規定による認可を受けて合併等を行つた場合において、第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発

行組織再編成金融機関等又は組織再編成後發行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等であつて、第六項に規定する経営計画を実施し

**第六条** 金融機関等（当該経営強化計画

で提出した銀行持株会社等及び会社等を含む。以下この条に記すじ。)

—

承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該経営強化計画又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）

第十四条第五項	第十四条第六項	第一項	、第四号イからホまで、第五号、第六号イ、ロ及び二(2)を除く。並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからホまで、第五号ロ並びに第六号ロ及び二(1)に掲げる要件を除く。)	承継金融機関等の当該金融機関等の子会社等の
第十九条第三項	第一項	第二十四条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)	及び第七号から第九号までに掲げる要件	当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社(当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)
八 変更後の経営強化計画を提出した	八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該承継組織再編成子会社又はこれらの子会社等が業務を行つてゐる地域における金融の円滑が阻害されないこと。	七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	又はこれらの子会社等の当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社(当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)	
八 変更後の経営強化計画を提出した	八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該承継組織再編成子会社又はこれらの子会社等が業務を行つてゐる地域における金融の円滑が阻害されないこと。	七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ニに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。	又はこれらの子会社等の当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社(当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。)	

第二十二条第三項 第一項		基本計画提出金融機関等である	
第二十二条第三項 三項		第十六条第一項若しくは第十七条第七項（第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの	
第二十二条第三項 三項	協定銀行が当該計画提出金融機関等でない	基本計画提出金融機関等でない	第十六条第一項若しくは第十七条第七項（第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項の規定による承認を受けたもの
経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）	経営強化計画等（経営強化計画（第十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた變更後のものをいう。）又は経営計画（第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第十一項において準用する第二十二条第三項の規定により提出す	経営強化計画等（経営強化計画（第十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた變更後のものをいう。）又は経営計画（第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第十一項において準用する第二十二条第三項の規定により提出す	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた経営強化計画（第十六条第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項の規定による承認を受けた變更後のものをいう。）又は
規	規	規	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた経営強化計画（第十六条第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項の規定による承認を受けた變更後のものをいう。）又は

協定銀行が当該計画提出金融機関等において同じ。)	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等	当該経営強化計画	当該経営強化計画
第六条の規定は主務大臣が第九条の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、第二十条から第二十二条までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、前条の規定は承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	12		
項 第十九条第一項 第十九条第一項	第六条	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）当該金融機関等の	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
号イ、ロ及び二（②）を除く。）並びに第十九条第二項	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下の章において「計画提出金融機関等」という。）	対象組織再編成子会社等	当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等の
件 及び第七号から第九号までに掲げる要			

				組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。)
第三項	第二十二条第 三項	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等	組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等
第四項	第二十二条第 四項	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等(当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。)	第十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号ニに掲げる方策を記載したものを作成する場合を含む。)又は経営計画を提出した対象組織再編成子会社等	第十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画(第十六条第一項第五号ニに掲げる方策を記載したものを作成する場合を含む。)又は経営計画を提出した対象組織再編成子会社等
第五項	第二十二条第 五項	経営強化計画(第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これららの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出したものの、同条第十二項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十四条第十二条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。)	経営強化計画等(経営強化計画(第十四条第九項の規定により提出したものの、同条第十二項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの)	経営強化計画等(経営強化計画(第十四条第九項の規定により提出したものの、同条第十二項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの)

第四章 协同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置		前条第三項	前条第四項	前条第五項
第二十五条	(協同組織中央金融機関の業務の特例等) 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関(当該協同組織中央金融機関の会員で	計画提出金融機関等(次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。)次項において同じ。)	計画提出金融機関等(次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。)次項において同じ。)	対象組織再編成子会社等
第二十二条第 四項	計画提出金融機関等	計画提出金融機関等	計画提出金融機関等	計画提出金融機関等
第二十二条第 五項	当該経営強化計画等	当該経営強化計画等	当該経営強化計画等	当該経営強化計画等
第二十二条第 六項	対象組織再編成子会社等	対象組織再編成子会社等	対象組織再編成子会社等	対象組織再編成子会社等
第二十二条第 七項	協定銀行が当該計画提出金融機関等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けた協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等

あるものに限る。以下この章において同じ。)から当該協同組織金融機関(金融組織再編成(協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この章において同じ。)を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関。以下この章において「対象協同組織金融機関」という。)が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対し当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等(取得優先出資等)をいう。以下この章において同じ。)のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第五項に規定する優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債(取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する同条第六項に規定する特定資産として定める同条第四項に規定する資産流動化計画に従い発行されるものに限る。)であつて政令で定めるものをいう。以下この章及び次章において同じ。)の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関(金融組織再編成を行なう協同組織金融機関等でない場合にあつては、当該引受け又は

貸付けを求める額及びその内容並びに当該引受け又は貸付けが行われる場合における経営責任の明確化に関する事項)を含むものでなければならぬ。

### 一 協同組織金融機関(次号に掲げるものを除く。)第四条第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項その他政令で定める事項

### 二 金融組織再編成を行う協同組織金融機関第十六条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項(当該協同組織金融機関が前項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合にあつては、当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る同条第五号イ、ロ及びニに掲げる事項を含む。)の其他政令で定める事項

### 三 協同組織中央金融機関は、金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)を行う協同組織金融機関から第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みを受けた場合において、当該金融組織再編成の他の当事者が前項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出しているときは、当該申込みをした協同組織金融機関に対し、当該事項を記載した経営強化計画に代えて、第六条第一項第一号から第四号まで及び第五号イに掲げる事項、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容その他の政令で定める事項を含む。

### 四 協同組織金融機関が行なう金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、協同組織金融機関が第一項の規定により行なう経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行なわなければならない。

2 前項の経営強化計画は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に応じ当該各号に定める事項のほか、当該協同組織金融機関が同項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合には当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容(当該協同組織金融機関が基準適合金融機関等でない場合にあつては、当該引受け又は

(信託受益権等の買取りの申込み等)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを中央金融機関と連名で、当該申込みに係る信託

受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求める場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該対象協同組織金融機関が第二十五条第一項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成でない場合にあつては、当該対象協同組織金融機関が同条第一項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画)を主務大臣に提出しなければならない。

第二十七条 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該対象協同組織金融機関が第二十五条第一項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、当該対象協同組織金融機関が同条第一項の規定により提出した経営強化計画(当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、当該経営強化計画に記載された事項を記載した経営強化計画)を主務大臣に提出しなければならない。

### (経営強化計画等)

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 第五条第一項第一号から第五号までに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付け債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ハ 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるとき又は当該取得優先出資等について同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が次条第一項の規定による決定を受けて行なう経営指導の内容

一 当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前項の規定により提出する経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次条第一項の規定による決定を受けて行

う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

三 その他政令で定める事項

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十一年三月三十一日までに対象協同組織金融機関に係る信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織金融機関と連名で、当該申込みに係る信託



係る協同組織中央金融機関は、その実施してい  
る経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状  
況について、主務省令で定めるところにより、  
主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営  
強化指導計画に係る同項の規定による決定を受  
けて協定の定めにより取得した信託受益権等の  
全部につきその処分をし、又は消却若しくは償  
還を受けた場合は、この限りでない。

2 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定  
により経営強化計画又は経営強化指導計画の履  
行状況について報告を受けた場合における当該  
報告について準用する。

第三十二条 主務大臣は、協定銀行が第一十八条  
第一項の規定による決定を受けて協定の定めに  
より取得した信託受益権等の全部につきその処  
分をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間、  
当該決定に係る経営強化計画又は経営強化  
指導計画の履行状況に照らして必要があると認  
めるときは、当該経営強化計画又は経営強化指  
導計画の履行を確保するため、その必要な限度  
において、当該経営強化計画又は経営強化指導  
計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は  
協同組織中央金融機関に対し、当該経営強化計  
画又は経営強化指導計画の履行状況に關し参考  
となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化  
計画又は経営強化指導計画に記載された措置で  
あつて当該経営強化計画又は経営強化指導計画  
に従つて実施されていないものの実施その他の  
監督上必要な措置を命ずることができる。

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措  
置)

第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定  
を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した  
信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当  
該信託受益権等に係る取得優先出資等について  
第二十五条第一項の規定により同条第二項第一  
号若しくは第二号に定める事項を記載した経営  
強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定  
により同条第二項第一号に掲げる事項を記載した  
場合に限る。)は、その実施していける経営強化計  
画を記載した経営強化計画(第二  
十七条第一項の規定により提出したもの又は第  
三十一条第一項の規定による承認を受けた変更後  
のものをいい、この項の規定により提出した経  
営計画を含む。)の実施期間が、協定銀行が当該  
のものをいい、この項の規定により提出した経  
営計画を含む。の実施期間が、協定銀行が当該  
信託受益権等の全部につきその処分をし、又は  
消却若しくは償還を受けるまでの間に終了する  
場合には、主務省令で定めるところにより、次  
に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に  
により提出された経営強化計画に係る特定組織  
再編成により新たに設立されたものに限る。)は、  
その実施している経営強化計画(第二十七  
条第一項若しくはこの項の規定により提出した  
もの又は第三十条第一項の規定による承認を受  
けた変更後のものをいう。)の実施期間が、協定  
銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分  
をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間  
に終了する場合には、主務省令で定めるところ  
により、第四条第一項第一号から第四号まで及  
び第七号に掲げる事項(当該経営強化計画に同  
項第五号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる  
事項が記載されている場合には、第四条  
第一項第五号に掲げる事項を含む。)その他主務  
省令で定める事項を記載した経営強化計画を新  
たに主務大臣に提出しなければならない。

により提出された経営強化計画に係る特定組織  
再編成により新たに設立されたものに限る。)  
は、その実施している経営強化計画(第二十七  
条第一項若しくはこの項の規定により提出した  
もの又は第三十条第一項の規定による承認を受  
けた変更後のものをいう。)の実施期間が、協定  
銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分  
をし、又は消却若しくは償還を受けるまでの間  
に終了する場合には、主務省令で定めるところ  
により、第四条第一項第一号から第四号まで及  
び第七号に掲げる事項(当該経営強化計画に同  
項第五号又は第十六条第一項第五号ロに掲げる  
事項が記載されている場合には、第四条  
第一項第五号に掲げる事項を含む。)その他主務  
省令で定める事項を記載した経営強化計画を新  
たに主務大臣に提出しなければならない。

提出しなければならない。  
一 経営計画の期間(三年を超えないものに限  
る。)

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 前号の見通しを達成するための方策

四 責任ある経営体制の確立に関する事項とし  
て主務省令で定めるもの

五 その他主務省令で定める事項

て同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定  
めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認  
可を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該  
する場合に限り、前項の規定による認可をする  
ものとする。

一 合併等の後において当該取得優先出資等に  
係る発行者又は債務者となる法人が当該対象  
協同組織金融機関等であること又は当該対象  
組織金融機関等が実施している経営強化  
計画(第二十七条第一項、前条第一項(第七  
項において準用する場合を含む。)若しくは次  
項の規定により提出したもの又は第三十条第  
一項(第七項において準用する場合を含む。)  
の規定による承認を受けた変更後のものをい  
う。)若しくは経営計画(前条第三項(第七項  
において準用する場合を含む。)又は第五項の  
規定により提出を受けた経営計画について、  
第二十九条の規定は主務大臣が第一項及び第二  
項の規定により提出を受けた経営強化計画及び  
経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定  
により提出を受けた経営計画及び経営指導計  
画を提出した経営計画及び経営指導計  
画において、前二条の規定は当該経営強化計  
画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは  
経営強化指導計画を提出した対象協同組織金融  
機関又は協同組織中央金融機関について、それ  
ぞれの規定は当該経営強化計画若しくは  
経営計画又は経営強化指導計画若しくは  
経営強化指導計画を承継する他の協同組織金融  
機関(新たに設立されるものを含む。以下この条  
において「承継協同組織金融機関」という。)  
であること。

二 当該計画提出協同組織金融機関が前号に規  
定する経営強化計画を実施しているときは、  
合併等により当該対象協同組織金融機関等  
(承継協同組織金融機関を含む。)の経営の強  
化に支障が生じないこと。

三 計画開運業務の承継が行われるべきは、當  
該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確  
実であること。

四 合併等により協定銀行が取得する信託受益  
権等につき、その処分をし、又は消却若しく  
は償還を受けることが困難になると認められ  
る場合でないこと。

3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施  
している対象協同組織金融機関等が第一項の規定  
による認可を受けて合併等を行つた場合におい  
て同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定  
めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認  
可を受けなければならぬ。

2 第二十八条第一項の規定による決定を受けて  
協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益  
権等に係る対象協同組織金融機関(この  
項の規定による認可を受けた場合における次  
項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含  
む。以下この条において「対象協同組織金融機  
関等」という。)であつて協定銀行が現に保有す  
る当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係  
る発行者は債務者であるものは、合併等(合  
併又は営業若しくは事業の全部若しくは一部の  
譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条におい

前条第一項	第二十八条第二項 第一十八條第二項	対象協同組織金融機関	
第二十八条第一項の規定による決定を受け て協定銀行が協定の定めにより取得した信 託受益権等に係る対象協同組織金融機関 (当該信託受益権等に係る取得優先出資等 について第二十五条第一項の規定により同 条第二項第一号若しくは第二号に定める事	第三十四条第三項の規定により 経営強化計画(第四条第一項第 七号に掲げる方策を記載したも のに限る。)を提出した承継協同 組織金融機関	承継協同組織金融機関	
5	第一項第七号又は第十六条第一項第五号 に掲げる方策が記載されている場合にあつては第四 条第一項第五号に掲げる事項を、第四条 第一項第七号又は第十六条第一項第五号二に掲 げる方策が記載されている場合にあつては第四 条第一項第七号に掲げる方策を含む。)その他主 務省令で定める事項を記載した経営強化計画を 主務大臣に提出しなければならない。	4 承継協同組織金融機関が前項の規定により経 営強化計画を提出する場合において、当該承継 協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関 は、主務省令で定めるところにより、当該経営 強化計画を実施するために当該協同組織中央金 融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で 定める事項を記載した経営強化指導計画を主務 大臣に提出しなければならない。	4 承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を提出する場合にあつては第四条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。)その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
6	第二十九条第二項の規定は主務大臣が第三項及び 第四項の規定により提出を受けた経営強化計画 及び経営強化指導計画又は前二項の規定により 提出を受けた経営計画及び経営指導計画につい て、第三十一条及び第三十二条の規定は当該經 營強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導 計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同 組織金融機関又は協同組織中央金融機関につい て、前条の規定は当該経営強化計画(この項に おいて準用する同条第一項の規定により提出さ れたものを含む。)又は当該経営計画(この項に おいて準用する同条第三項の規定により提出さ れたものを含む。)について、それぞれ準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定 中同表左欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄 に掲げる字句と読み替えるものとする。	7 第二十九条第二項の規定は主務大臣が第三項 の規定により提出を受けた経営強化計画又は第 五項の規定により提出を受けた経営計画につい て、第二十九条の規定は主務大臣が第三項及び 第四項の規定により提出を受けた経営強化計画 及び経営強化指導計画又は前二項の規定により 提出を受けた経営計画及び経営指導計画につい て、第三十一条及び第三十二条の規定は当該經 營強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導 計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同 組織金融機関又は協同組織中央金融機関につい て、前条の規定は当該経営強化計画(この項に おいて準用する同条第一項の規定により提出さ れたものを含む。)又は当該経営計画(この項に おいて準用する同条第三項の規定により提出さ れたものを含む。)について、それぞれ準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定 中同表左欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄 に掲げる字句と読み替えるものとする。	6 前項に規定する場合において、当該合併等に あるときは、当該承継協同組織金融機関が、主 務省令で定めるところにより、第四条第一項第 一号から第四号までに掲げる事項(当該経営強 化計画に同項第五号又は第十六条第一項第五号 に掲げる事項が記載されている場合にあつては 第四条第一項第五号に掲げる事項を、第四条 第一項第七号又は第十六条第一項第五号二に掲 げる方策が記載されている場合にあつては第四 条第一項第七号に掲げる方策を含む。)その他主 務省令で定める事項を記載した経営強化計画を 主務大臣に提出しなければならない。

			項目を記載した経営強化計画を提出したもの 又は同条第一項の規定により提出された経 営強化計画に係る特定組織再編成により新 たに設立されたものに限る。)
協定銀行が当該信託受益権等 當強化計画に係る特定組織再編成により新 たに設立されたものに限る。)	前条第二項	対象協同組織金融機関	協定銀行が当該経営強化計画に 係る第二十八条第一項の規定による決定に よる決定を受けたものに限る。)
前条第三項	前条第四項及び 第五項	対象協同組織金融機関	第三十四条第三項又は第五項の 規定により経営強化計画（第四 条第一項第七号に掲げる方策を 記載したもの）又は経営 計画を提出した承継協同組織金 融機関
協定銀行が当該信託受益権等 當第三項に掲げる事項を記載した経営強化 計画を提出したものに限る。)	協定銀行が当該信託受益権等	協定銀行が当該経営強化計画又 は経営計画に係る第二十八条第 一項の規定による決定を受けて 協定の定めにより取得した信託 受益権等	協定銀行が当該経営強化計画に 係る第二十八条第一項の規定による 決定を受けたものに限る。)
から納付される金銭の収納を行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 前項に規定する「金融機関等の自己資本の充 実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。 一 第五条第一項の規定による決定に従い金融 機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号 及び次号において同じ。）又は金融機関等を子 会社とする銀行持株会社等が発行する株式等 の引受けを行うこと。 二 第五条第一項の規定による決定に従い金融 機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借によ る貸付けを行うこと。	第五章 預金保険機構の業務の特例等 (預金保険機構の業務の特例) 第三十五条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。 一 協定銀行に対し、第三十九条第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。 二 協定銀行に対し、第四十条の規定による損失の補てんを行うこと。 三 第四十二条の規定に基づき協定銀行		

第一条の規定による承認を含む。次号及び次条において同じ。)に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。	四 第十七条第一項の規定による決定に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
五 第二十八条第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。	六 取得株式等(第十一条第一項に規定する取得株式等又は第二十条第一項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。)の譲渡その他他の処分をすること。
七 取得貸付債権(第十一条第一項に規定する取得貸付債権又は第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。次条において同じ。)の譲渡その他の処分をすること。	八 協定銀行は、取得株式等について議決権その他の株主又は出資者としての権利行使し得るときは、機構に対し、当該権利行使するごとにについての承認を申請し、その承認を受けたとき。
九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	九 協定銀行は、取得株式等について議決権その他の株主又は出資者としての権利行使し得るときは、機構に対し、当該権利行使するごとにについての承認を申請し、その承認を受けたとき。
(協定)	十 協定銀行は、第八号の要請に従い同号の権利行使したとき又は前号の規定による承認を受けて同号の権利行使したときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
第三十六条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	十一 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をするよう努めること。
二 協定銀行は、第五条第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。	十二 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をするよう努めること。
三 協定銀行は、第二十八条第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。	十三 協定銀行は、前号の規定による承認を申請して同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
四 協定銀行は、第三十九条第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に對し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。	十四 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能強化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。
五 協定銀行は、第一号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内	（借入金及び預金保険機構債券）
(協定銀行への機構からの通知等)	第十四条 機構は、金融機能強化業務を行ったために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて金融機関等その他の者(日本銀行を除く)から資金の借入れ(借換えを含む。次項及び次条において同じ。)をして、又は預金保険機構債券(以下この条及び次条において「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。次項において同じ。)をすることができる。
2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。	2 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債券の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行か

ら資金の借入れをることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合

計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第三項の規定にかかるらず、機構に対し、同項の規定による農

林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

5 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第十九号）第四十三条第一項の規定にかかるらず、

機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。

6 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（政府保証）  
第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。（金融機能強化勘定の廃止）

第四十六条 機構は、金融機能強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能強化勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。  
（内閣府令・財務省令への委任）  
第四十七条 この章に定めるもののほか、機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

（第六章 金融機能強化審査会  
（審査会の設置）

第四十八条 金融庁に、この法律の規定に基づく

事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融機能強化審査会（以下「審査会」とい

う。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に

属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、

第二章又は第三章の規定により提出された經營強化計画の履行状況について審議する。

（審査会の組織）  
第四十九条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）  
第五十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。（委員の任期）  
第五十一条 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

3 審査会は、委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は、前項の規定にかかるらず、第

四十八条第一項に規定する政令で定める日に満了する。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。（資料提出の要求等）  
第五十二条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。（政令への委任）

第五十三条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（預金保険法の適用）  
第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条规定中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るもの）を除く。」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあっては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十二条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。）と、同法第一百三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあっては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等をいう。）以下この条及び次条において同じ。）」と、同条第二項及び同法第一百三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第一百三十九条第二項又は第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に

化法の規定による業務」とする。（政令への委任）

第五十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）  
第五十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。  
一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機関等内閣総理大臣  
二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等内閣総理大臣及び厚生労働大臣  
三 第二条第一項第九号から第十二号までに掲げる金融機関等内閣総理大臣及び農林水産大臣  
（主務大臣等）  
第五十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。  
2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
（第八章 罰則）  
第五十八条 第三十六条第二項、第三十七条规定中「金融機能強化審査会（以下「審査会」とい

う。）を置く。」と、第三十八条第二項又は第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に





して政令で定めるもの」を「又は優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。第七百七条の四第一項において「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十七条第一項中「金融機関」の下に「又は

銀行持株会社等（第三十四条第三号、第六号又は

第七号に掲げる業務に係る銀行持株会社等に限る。」を加え、同条第二項中「金融機関」の下に

又は銀行持株会社等一を加える。

第六十四条の二第四項中「機構は、」の下に「取

特優先株式等（機構が）を加え、「優先株式又は

方後特約付社債である場合の当該取得後において

は、「優先株式である場合にあつては」に、「佛

告された株式並ひに」を「併合された株式を含み  
自該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあ

つては、「株式を含む。以下この項において「取

「専優先株式等」という。又は同条第一項の決定に

基づいてした優先株式等の引受け等により取得し

た貸付債権（以下この項において「取得貸付債権」）

「」を一株式を含み、些詮優先株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について

分割された優先出資を含む)、機構が同項の決定

により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又

は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転に

より当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社

（商法第三百五十一條第一項に規定する完全新会社をいう。以下同様。）となつた会社から機構が

割当てを受けた優先株式（当該優先株式が他の種

類の株式への転換の請求が可能とされるものであ

る場合にその転換の請求により発行された他の種

類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式に付する二種別に付合せし二株式を含む。その

式について分離又は併合された株式を含む)その他の致命で定める株式等をハ。以下第六十九條

までの政令で定めた機会等をもつて、（機関が前までにおいて同じ。）又は取得貸付債権（機関が前

柔第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受

株式等又は取得貸付債権に係る救済金融機関又は  
八条の三までにおいて同じ。」に、「当該取得優先  
受け等により取得した貸付債権をいう。以下第六十  
八条の三までにおいて同じ。」

救済銀行持株会社等」を「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立されたもの）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）を援助するための優先株式等の引受け等に係るものである場合において、機構が前条第一項の決定をしたときは、第一項の規定により提出された計画は、当該合併等の後においては、当該合併等により設立された金融機関が提出したものとみなして、この条の規定を適用する。

第六十八条の次に次の二条を加える。

（資金援助に係る株式交換等の承認）

第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等（この項の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。次条において同じ。）であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行救済金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。第百八条の二第一項において同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2 機構は、株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となる会社が金融機関又は銀行持株会社等（新たに設立されるものを含み、銀行持株会社等）にあつては、第一条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）であることの承認を受けなければならない。

3 機構は、第一項の承認をしようとするときは、  
あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣が定めて公  
表する基準に適合するものである場合に限り、  
前項の承認をするものとする。

4 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて  
株式交換等を行つたときは、当該株式交換等に  
より当該発行救済金融機関等の完全親会社とな  
つた会社は、機構に対し、財務内容の健全性の  
確保等のための方策として政令で定める方策を  
定めた計画を提出しなければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項  
の規定により提出を受けた計画について準用す  
る。この場合において、同条第五項中「救済金  
融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併  
により設立された金融機関を含む。以下第六十  
八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株  
会社等」とあるのは、「第六十八条の二第四項の  
規定により計画を提出した会社」と、「又は取  
得貸付債権に係る発行者又は債務者」とあるの  
は、「に係る発行者」と読み替えるものとする。  
(資金援助に係る組織再編成の承認)

（第二条第五項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 機構は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該組織再編成に係る承継金融機関等（同項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）があるときは、当該承継金融機関等は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

4 資金援助対象金融機関等が第一項の承認を受けた組織再編成を行った場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関等（同項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）があるときは、当該承継金融機関等は、機構により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。

第六十九条第四項中「追加的資金援助について」の下に「前二条の規定は、機構が追加的資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行つた救済金融機関、救済銀行持株会社等又は資金援助に係る合併により設立された金融機関（機構が優先株式等の引受け等に係る資金援助を行い、かつ、現に当該資金援助に係る取得優先株式等を保有しているものを除くものとし、この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項



に従い、当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行つたときは、当該銀行持株会社等は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等（当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。）を行わなければならない。

(会社が発行する株式の総数の増加)

例 第百二条の二 第百五条第一項又は第二項の旨入

第三百七十九条の二 第五百条第一項又は第二項の申述  
みが株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付

されているものに限る。以下この条において同

じの引受けである場合において、内閣総理大臣が当該申込みに係る同条第四項の決定を行つ

たときは、当該申込みをした金融機関又は銀行

持株会社等の発行済株式の総数、当該発行済株

式の轉換の請求による發行によつて増加すべき株式の數及び既に發行された新株予約權の行使

による発行によつて増加すべき株式の数に、当

該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の譲換の請求による発行について、追加一並、

式の轉換の請求による發行はよって増加すべき株式の數及び當該引受けに係る劣後特約付社債

に付された新株予約権の行使による発行によつ

て増加すべき株式の数をえた数（以下この項において「川受後株式総数」という。）が、当該

発行済株式の総数の四倍を超えるときは、当該

金融機関又は当該銀行持株会社等は、商法第三

百四十七条の規定にかかわらず、第一百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引

受けが行われることを条件として、引受後株式

総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関にて当該銀行等の主として支拂うる金額

機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができない。

前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会

社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該普通株式の割合

合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二

十五号) 第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「その議事録」とあるのは、「そ

(議決権制限株式の発行の特例)

三百四十四条 第五百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面」とする。

三百七条の二 商法第二百二十二条第五項及び第六項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第百五条第四項の決定に従い発行する議決権制限株式(同法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式をいう。以下この条において同じ。)は、ないものとみなす。

二 前項の金融機関又は銀行持株会社等が第百五条第四項の決定に従い議決権制限株式を発行する場合には、当該議決権制限株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

三 前項の場合における商業登記法第八十二条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百五条第四項の決定に従つた議決権制限株式の発行であることを証する書面」とする。

(優先出資の発行の特例)

三百七条の四 優先出資法第三条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百五条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

二 前項の金融機関が第百五条第四項の決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

三百八条第一項中「第百五条第三項の規定による決定」を「第百五条第四項の決定」に、「同条第二項の規定により提出を受けた計画」を「同条第三項の規定により提出を受けた経営健全化計画」に、「当該計画」を「当該経営健全化計画」

に改め、「提出した金融機関」の下に「(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等(銀行法第五十二条の二十五(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)に規定する子会社等である銀行等をいう。)を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第百五条第四項に規定する取得株式等」を「機構が第一号措置により取得した株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)、機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から機構が割当を受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)その他の政令で定める株式等」に、「同条第五項に規定する取得貸付債権」を「機構が第一号措置により取得した貸付債権」に、「当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関(第一百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画」に改める。

第三百八条の二 第百五条第四項の決定に従い、機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前ににおいて機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該株式交換等の後ににおいて機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前ににおいて機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

4 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第三百五条第四項の決定に従い、機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は同項の決定に従い、機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社（次条第四

項に規定する承継子会社を含む。)であるもの

する。

は、その実施している経営健全化計画(第百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したもの)を代えて、当該経営健全化計画に記載された方策(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立の方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 前条の規定は、内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経営健全化計画について準用する。この場合において、同条第二項中「金融機関(第百五条第三項の規定により)」とあるのは、「経営健全化計画を第百八条の二第三項の規定により提出した金融機関(当該)」と読み替えるものとする。

(第一号措置に係る組織再編成の認可)

第一百八条の三 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受けを行つた金融機関(この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。)であつて、機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの(以下この条において「対象金融機関」という。)は、合併、会社の分割、会社の分割による営業の承継又は営業譲渡等(以下この条において「組織再編成」といふ。)を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び第百五十条第一項において同じ。)の認可を受けなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものと

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画(第百五条第三項又は次項の規定により提出したもの)を、(以下この項において「経営健全化関連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関(新設されたもの)を含む。(以下この条において「承継金融機関」という。)である。

二 組織再編成により当該対象金融機関(承継金融機関を含む。)の経営の健全化が阻害されないこと。

三 経営健全化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

五 その他政令で定める要件

3 対象金融機関が第一項の認可を受けて組織再編成を行つた場合において、当該組織再編成に係る承継金融機関があるときは、当該承継金融機関は、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を内閣総理大臣(当該承継金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。第八項において同じ。)に提出しなければならない。

4 前条の規定は、第百五条第四項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関(承継金融機関を含む。)であつて、当該銀行持株会社等又は第八項において規定する他の銀行持株会社等又は第八項において規定する前条第一項の認可を受けた場合における

つたもの(承継子会社(この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関をいう。以下この条において同じ。)を含む。以下この条において「対象子会社等」という。)のうち、経営健全化計画(第百五条第三項の規定、前条第三項(第八項において準用する場合を含む。)の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したもの)を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併、会社の分割」とあらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等に係る対象子会社等(新たに設立されるもの)の認可を受ける場合に限り、前項の認可をする。

二 組織再編成により当該取得株式等が当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等(新たに設立されるもの)の認可を受ける場合に限り、前項の認可をする。

三 組織再編成により当該発行金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。)による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されること。

四 その他政令で定める要件

7 対象金融機関以外の発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第五項の認可を受け組織再編成を行つた場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営健全化計画(第四項に規定する経営健全化計画をいう。)に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策(当該経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。)のほか、当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立の方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該他の銀行持株会社等と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

第八項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。)を含む。次項において同じ。)は、



第五十四条中「同法第三十七条规定第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関」を「同法第三十七条规定第一項中「銀行持株会社等に限る。」」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」に、「金融機関」とあるのは「金融機関（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第一条规定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等をいう）。以下この条及び次条において同じ。）と、同条第二項及び」を「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条规定する金融機関等（同条第五項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行つ場合は、金融機能強化法第一条に規定する金融機関等及びその子会社等。）と、に改める。（旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第八条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中、「同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」とを削り、「金融機関」を「銀行持株会社等に限る。」に、「金融機関（銀行持株会社等に限る。）に、「同法第九十一条第一号」を「同法第一百五十二条第一号」に改める。（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第二条、第三条及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願（第二五二二号）（第二五二三号）（第二五二四号）（第二五二五号）（第二五二六号）（第二五二七号）（第二五二八号）（第二五二九号）（第二五三〇号）（第二五三一号）（第二五三二号）（第二五三三号）（第二五三四号）（第二五三五号）（第二五三六号）（第二五三七号）（第二五三八号）（第二五三九号）（第二五四〇号）（第二五四一号）

一、延納相続税の支払に困窮している相続人に対する相続税に関する法律の緊急改正に関する請願（第二五六九号）

一、所得税の定率減税の廃止反対に関する請願（第二五七〇号）

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願（第二五七一号）（第二五七二号）（第二五七三号）（第二五七四号）（第二五七五号）（第二五七六号）（第二五七七号）（第二五七八号）（第二五七九号）（第二五七八号）（第二五七八一號）（第二五七八二号）（第二五七八三号）

一、消費税大増税反対に関する請願（第二六〇〇号）

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願（第二六一號）

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願（第二六三九号）

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願（第二六四〇号）（第二六四一號）（第二六四二号）

一、消費税引上げなどの大増税計画をやめることに関する請願（第二六八〇号）（第二六八一号）

一、年金改革法案は、負担をすべて高齢者と勤労庶民に負わせるもので、到底認められない。平均月四万六千円しかしない国民年金の水準をも切り下げるのではなく、憲法で認められた生存権を否定するもの

一、大増税の中止に関する請願（第二六八二号）（第二六八三号）（第二六八四号）（第二六八五号）（第二六八六号）（第二六八七号）

一、中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことにに関する請願（第二六八九号）（第二六九〇号）（第二六九一号）

一、年金を口実にした消費税増税は行わないことと。公的年金等控除の縮小など、年金への課税強化は行わないこと。

一、年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願（第二五二三号）（第二五二四号）（第二五二五号）（第二五二六号）（第二五二七号）（第二五二八号）（第二五二九号）（第二五三〇号）（第二五三一号）（第二五三二号）（第二五三三号）（第二五三四号）（第二五三五号）（第二五三六号）（第二五三七号）（第二五三八号）（第二五三九号）（第二五四〇号）（第二五四一号）

である。

ついては、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、年金を口実にした消費税増税は行わないことと。公的年金等控除の縮小など、年金への課税強化は行わないこと。

第二五二三号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 岐阜県土岐郡笠原町一、二三五ノ一  
紹介議員 一二 鈴木瑞枝 外千百九十九名

第二五二四号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 東京都昭島市中神町一、二五六ノ七  
紹介議員 二井 哲士君  
十九名

第二五二五号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 東京都久留米市津福今町二八三ノ五  
紹介議員 三四 田中鈴子 外千百九十九名  
十九名

第二五二六号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 福岡県久留米市津福今町二八三ノ五  
紹介議員 池田 幹幸君  
十九名

第二五二七号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 大阪府枚方市長尾元町七ノ七四ノ三  
紹介議員 三七 今井忠信 外千百九十九名  
十九名

第二五二八号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五二九号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三〇号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三一号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三二号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三三号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三四号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三五号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三六号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三七号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三八号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 神奈川県津久井郡城山町若葉台六  
紹介議員 小池 晃君  
十九名

第二五三九号 平成十六年五月十四日受理  
請願者 東京都板橋区向原一ノ一九ノ一五  
紹介議員 村田 忠義君  
十五名

請願者 広島市安芸区瀬野南一ノ九ノ一四

佐藤茂登江 外千百九十九名

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。  
細島照夫 外千百九十九名  
紹介議員 岩佐 恵美君

第二五二八号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 東京都東久留米市浅間町二ノ二七  
ノ一九 須藤芳広 外千百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五二九号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市下坂部二ノ五ノ九

田口円三郎 外千百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三〇号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 北海道苦小牧市三光町五ノ二一ノ五八

大久保淑子 外千百九十九名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三一號 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市連島二ノ一二ノ六

土倉勝 外千百九十九名

紹介議員 小泉 親司君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三二號 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 大阪府吹田市泉町四ノ一九ノ一二

出口敏雄 外千百九十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三三号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 北海道深川市五条五ノ五 手島トモ子 外千百九十九名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三四号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 群馬県渋川市祖母島一、二五〇ノ一

白木文安 外千百九十九名

紹介議員 富樫 練三君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三五号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 京都市南区吉祥院蒔絵町二ノ一

明川純子 外千百九十九名

紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三六号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 横浜市旭区市沢町五一二ノ二 増

田則子 外千百九十九名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三七号 平成十六年五月十七日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 笠原久 外千百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三八号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 大阪府吹田市泉町四ノ一九ノ一二

紹介議員 小川 敏夫君  
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二五三九号 平成十六年五月十四日受理

年金を口実にした消費税増税反対等に関する請願  
請願者 小川敏夫君

とは至難となつてゐるので、平成六年改正の租税特別措置法第七十条（相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額についての物納等の特例）の規定を復活し、延納担保に提供した土地の物納を許可するよう、特別立法を求める。これまで時価に比べて極めて低かった路線価評価額を地価公示価格の八十%を目標に、昭和六十三年ごろから急激に引き上げるとともに、地価税という新税まで創設して地価バブルを崩壊させたのみならず、地価を、その後も長期にわたり低落させ、土地取引を萎縮させたのは政府の責任によるものである。また、担保土地の値下がりによつて発生した銀行の不良債権の消却を急がせる最近の政府の政策と軌を一にして、バブル時に路線価を高く引き上げて評価した延納担保の土地の極端な値下がりによつて発生した不良相続税債権の消却を急ぐべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額を物納に切り替える機会を失した。というのは、平成六年改正した物納等の特例に関する旧租税特別措置法第七十条の十の規定を復活し、これで適用すること。

理由

平成六年改正の租税特別措置法第七十条の十の規定を活用し、延納の許可を受けた個人の延納税額を物納に切り替える機会を失した。というのは、この特例規定は、早急の間に国会に提出されて平成六年四月一日に施行されたもので、しかも申請期限が平成六年四月一日から同年九月三十日まで、公布からわずか六ヶ月間という、余りにも早期に過ぎ、国民党はおろか、昭和六十四年一月一日から平成三年十二月三十一日の間の相続人でも、成立していたことを知つていた人は数少ないと思われる。また、本特例規定は翌年の平成七年には早くも削除されているので、国民党の目に触れる機会は、一年足らずの短い期間であった。また、所轄税務署から本特例規定が立法されたという通知はなかつた。

第二五七〇号 平成十六年五月十七日受理  
所得税の定率減税の廃止反対に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜台一ノ二七ノ一二

紹介議員 若林 秀樹君

岩手県花巻市桜台一ノ二七ノ一二

国民の年金不信が高まる中で、国民年金の空洞化が進行し、国民皆年金制度が崩壊の危機に瀕している。しかし、政府の年金改正案は、国民年金の抜本改革を何ら示さず、厚生年金の保険料を一八・三%まで引き上げ、逆に給付水準は現役年収の五〇%まで大幅に削減するという、単なる数字合わせの内容でしかない。しかも、国庫負担割合の二分の一への引上げや、パート労働者等への厚生年金の適用拡大、第三号被保険者制度の改革なども、先送りされている。政府案では、保険料の上限固定、給付水準五〇%維持を図るとしているが、空洞化や少子化の一層の進行によって、更なる給付削減と負担増は不可避である。これでは、年金不信が一層高まり、制度の存続すら危ぶまれる。特に、国庫負担二分の一への引上げの先送りは、国民に対する約束違反である。しかも、その財源として、所得税の定率減税の廃止が実施されれば、保険料アップに加え、大幅な負担増となり、景気への悪影響は必至である。政府は、抜本改革なき給付削減・負担増を撤回し、抜本改革に向かうべきである。

ついては、次の措置を採られたい。

一、基礎年金の国庫負担引上げの財源として検討

されている所得税の定率減税の廃止は行わないこと。

第二五七六号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 東京都文京区小石川五ノ五ノ一〇

紹介議員 吉岡 吉典君

大銀行が公的資金で救済される一方、地域の金

融機関の破たん・統廃合が進み、中小企業には貸

渋り、貸はがしが横行し、中小零細企業が圧倒的

多数の建設産業では、倒産、廃業、失業、夜逃げ、

自殺などに追い込まれる深刻な事態となつててい

る。建設産業では、長引く不況の下で設備投資が

充実するよう強く求める。

ついては、次の措置を探られたい。

一、銀行等金融機関の貸渋り、一方的な融資の引

揚げなど行わせないこと。

確保と事業の公正な執行ができるように、国や地方自治体、関係機関等の公共事業執行職場の体制を充実するよう強く求める。

ついては、次の措置を探られたい。

一、銀行等金融機関の貸渋り、一方的な融資の引

揚げなど行わせないこと。

第二五七七号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 高知県中村市古津賀一、二八六ノ

一二 高津公明 外千二百六十六

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七八号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 東京都北区神谷二ノ一六ノ四 坂

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七八号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 本恵子 外四百九十九名

紹介議員 藤功 外二百八十五名

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七八号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 新潟市東中野山六ノ一〇ノ三六ノ

名

紹介議員 絹子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五七八号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 德島県板野郡藍住町徳命字名田一

三ノ一四 猪木幹雄 外九百四十四名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八三号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 名古屋市名東区猪高町上社井堀二

五ノ一 楓律年 外三千六十八名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六〇号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 佐藤大増税反対に関する請願

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六一號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六二号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 青森市中央四ノ七ノ九 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八〇号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 青森市中央四ノ七ノ九 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

暮らしさは、倒産、就職難やリストラ、社会保障制度の改悪などでの家計負担の増大と、先の見通しが立たない不安でとても深刻な状況になつている。三月の日銀の「生活意識に関するアンケート調査」では、一年前と比べて支出を減らしている理由の六一%が「将来の仕事や収入に不安があるから」「年金や社会保障給付が少なくなるとの不安から」である。個人消費が落ち込めば、企業業

第二五八一号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 北海道夕張郡長沼町東十二線南一 青野親 外六十八名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八二号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 新潟市東中野山六ノ一〇ノ三六ノ二一 籠戸弘彦 外九百九十九名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八三号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 德島県板野郡藍住町徳命字名田一 三ノ一四 猪木幹雄 外九百四十四名

紹介議員 絹子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八四号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 佐藤大増税反対に関する請願

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八五号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八六号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八七号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八八号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五八九号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九〇号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九一号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九二号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九三号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九四号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九五号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九六号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九七号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九八号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五九九号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六〇号 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六一號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六二號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六三號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六四號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六五號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六六號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六七號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六八號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六九號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六一號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六二號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六三號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六四號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六五號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六六號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六七號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六八號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六九號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六一號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六二號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六三號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六四號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六五號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六六號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六七號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六八號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六九號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六一號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六二號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六三號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六四號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六五號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六六號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わせないことにに関する請願

請願者 木村達也

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二五六七號 平成十六年五月十八日受理

中小建設関連業者に対する金融機関の貸渋り等を行わ



大増税の中止に関する請願 請願者 東京都足立区日ノ出町三七〇一 田村和也 外四千三百十九名	行わせないことに関する請願 請願者 東京都品川区北品川一ノ七〇二 村尾寛 外二百三十八名
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。
第二六八六号 平成十六年五月十九日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 長野県南佐久郡八千穂村穂積二、 五四五 佐藤達 外四千三百十九名	第二七〇一号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 東京都世田谷区北沢五ノ九〇四 大田達雄 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 紹介議員 大門実紀史君	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 潤上 貞雄君
第二六八七号 平成十六年五月十九日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 京都市西京区大原野上羽町七五〇 七野崎幸広 外四千三百十九名	第二七〇二号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 東京都八王子市大和田町四ノ三〇 一三 上間正央 外二百五十三名
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 紹介議員 西山登紀子君	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 椎名 一保君
第二六九八号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 茨城県水海道市菅生町七四二ノ二 大滝三夫 外千六十九名	第二七〇三号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 広島市東区牛田早稻田三ノ七〇一 二ノ一〇四 吉武勝宏 外八百三十名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 郡司 彰君	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 岩本 荘太君
第二六九九号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 東京都練馬区北町一ノ五ノ五 佐々木勝昭 外八百四十九名	第二七〇四号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 福島県いわき市小名浜玉川町南一 八 佐藤敦生 外五十六名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 緒方 靖夫君	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 櫻井 充君
第二七〇〇号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 名古屋市名東区猪高町上社井堀二 五ノ一 中村敏子 外三千八百十	第二七〇五号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 小泉 親司君
第二七〇六号 平成十六年五月十九日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 田尾寛 外二百三十八名	第二七〇六号 平成十六年五月十九日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 千葉県船橋市習志野台五ノ三八〇 二〇ノ一〇一 大西康一 外九百四十九名
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 岩本 荘太君
第二七〇七号 平成十六年五月十九日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 千葉県船橋市習志野台五ノ三八〇 二〇ノ一〇一 大西康一 外九百四十九名	第二七〇七号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 福島県北会津郡北会津村大字和泉一九三 大堀一夫 外二百四十九名
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 佐藤 雄平君
第二七〇八号 平成十六年五月十九日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 千葉県流山市長崎一ノ七二七〇六 中山欣也 外九百九十九名	第二七〇八号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 佐藤 雄平君
第二七〇九号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 名古屋市瑞穂区神前町一ノ六八〇 二 見崎徳弘 外二千九百三十七名	第二七〇九号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 泽田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 泽田 幹幸君
第二七一〇号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 ノ一 森秀雄 外百七名	第二七一〇号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 大阪府南河内郡美原町大保一〇三 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 辻 泰弘君
第二七一一号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 岩田重人 外七百四十九名	第二七一一号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 愛知県丹羽郡大口町中小口四ノ三 七 岩田重人 外七百四十九名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 岩田重人 外七百四十九名
第二七一二号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 愛知県田原市田原町東大浜五 国見辰雄 外三千八百三十二名	第二七一二号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 大塚 耕平君
第二七一三号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名	第二七一三号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 大塚 耕平君
第二七一四号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名	第二七一四号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 大塚 耕平君
第二七一五号 平成十六年五月二十日受理 大増税の中止に関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名	第二七一五号 平成十六年五月二十日受理 中小建設関連業者に対する金融機関の貸済り等を行わせないことに関する請願 請願者 愛知県一宮市大和町刈安賀二、八 八四 川嶋浩一 外八百七十八名
この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。 紹介議員 大塚 耕平君

請願者 千葉県船橋市習志野台四ノ三七〇  
三一 松本利一 外二百四十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八〇八号 平成十六年五月二十日受理  
中小建設関連業者に対する金融機関の貸渉り等を行わせないことにに関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町五九三〇一  
長谷川浩幸 外千二百八名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八〇九号 平成十六年五月二十日受理  
中小建設関連業者に対する金融機関の貸渉り等を行わせないことにに関する請願

請願者 行本達夫 外四百四十一名

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八一〇号 平成十六年五月二十日受理  
中小建設関連業者に対する金融機関の貸渉り等を行わせないことにに関する請願

請願者 岡山市国富九八〇ノ一ノ四〇三  
末永敦 外九百四名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八一一号 平成十六年五月二十日受理  
中小建設関連業者に対する金融機関の貸渉り等を行わせないことにに関する請願

請願者 名古屋市千種区池園町二ノ七三  
酒井保治 外八百九十二名

紹介議員 藤井 潤治君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

第二八四九号 平成十六年五月二十日受理  
大増税をやめることに関する請願

請願者 名古屋市天白区元植田三ノ一、四  
一二 小川カヨ子 外二千二百二  
十四名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

長引く不況の下、失業・リストラ「合理化」による雇用・生活不安が一層拡大している。加えて、医療・年金を始めとする社会保障の改悪で、暮らしが追い込まれている。今回の年金制度改悪では、保険料の大引き上げと年金給付額の大削減を押しつけ、その一方で法律で決めていた基礎年金の国庫負担三分の一への引上げは、財源不足を理由に又も先送りしようとしている。そのうえ政府は、

二〇〇四年度から年金給付額の引下げや年金への課税を進めようとしており、さらには、将来財源として消費税大増税まで計画している。今必要なことは、この間改悪されてきた医療保険制度を元に戻し、重過ぎる負担となつてゐる介護保険料・利用料の減免を行うなど、安心できる社会保障の実現である。取り分け、低額・無年金者をなくすために最低保障年金制度を創設し、だれもが安心できる年金制度を確立させることが緊急の課題である。そのことは、国民生活を守り消費を拡大し、地域経済や日本経済を立て直す道でもある。消費税の増税ではなく、税金の無駄遣いを改め、国庫負担を増額し、年金制度を始めとする社会保障制度の拡充を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、消費税引上げなどの大増税計画をやめること。  
第二八五二号 平成十六年五月二十日受理  
中小建設関連業者に対する金融機関の貸渉り等を行わせないことにに関する請願

請願者 茨城県つくば市竹園三ノ三〇四ノ一  
黒田次郎 外二百四十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

請願者 札幌市豊平区平岸一条九ノ一ノ三  
八ノ四〇一 遠藤一明 外四十七  
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七九〇号と同じである。

第二八六二号 平成十六年五月二十日受理  
中小建設関連業者に対する金融機関の貸渉り等を行わせないことにに関する請願

請願者 和歌山県那賀郡那賀町名手西野四  
九ノ五 山本幹夫 外百三十五名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第二五七六号と同じである。

する請願

名

八〇四〇一 遠藤一明 外四十七